

第2次

富士見市文化芸術振興 基本計画



はじめに ～第2次文化芸術振興基本計画策定にあたって～

本市では、第6次基本構想(令和3年度から令和22年度)におきまして、「自らの歩みで充実した日々を送ることができる」理想の“未来”を目指し、「みんな笑顔☆ふじみ」を合言葉にまちづくりに取り組むことを定めております。

文化芸術分野におきましても、平成26年度から10年間を計画期間とする「富士見市文化芸術振興基本計画」に基づき、様々な事業を推進し、文化芸術によるまちづくりを進めてまいりました。

この計画期間中には、「文化芸術基本法」の改正や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定などの法整備や、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行をはじめとした社会情勢の変化など、文化芸術を取り巻く状況も大きく変化しました。

こうした状況の中、今まで以上に、誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくりが求められていることなどを踏まえ、「第2次富士見市文化芸術推進基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、これまでの文化芸術振興の取組を引き継ぎつつ、文化芸術を取り巻く環境の変化に対応するとともに、市民の皆様との協働による文化芸術活動をさらに進めていくため、文化芸術に関連する多彩な分野の方々や公募市民等から構成する「富士見市文化芸術振興委員会」において検討を重ねてまいりました。また、市民アンケートやパブリックコメントの実施など、市民から幅広くご意見をお聞きする機会を設けてまいりました。

本計画に基づき、文化芸術の振興に取り組むことで、さらに本市の魅力を高め、発信していくとともに、市民の皆様が豊かな生活を送ることができるよう、市民協働による文化芸術のまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました多くの方々に心より感謝申し上げますとともに、本市の文化芸術振興のため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



富士見市長 星野 光弘

【目 次】

第1部	文化芸術振興基本計画	
第1章	第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定にあたって	1 ページ
・1	第2次富士見市文化芸術振興基本計画策定に至る経緯	1 ページ
・2	社会情勢の変化	2 ページ
・3	国・県の動向	4 ページ
第2章	第1次富士見市文化芸術振興基本計画の概要と評価	5 ページ
・1	計画策定の目的	5 ページ
・2	計画の期間	5 ページ
・3	基本理念・基本目標	5 ページ
・4	庁内調査に基づく評価	6 ページ
・5	市民アンケート・市民意識調査の結果	10 ページ
・6	総合評価	19 ページ
第3章	第2次富士見市文化芸術振興基本計画の概要	21 ページ
・1	第2次計画の位置づけ	21 ページ
・2	計画策定の目的	21 ページ
・3	計画の期間	21 ページ
・4	SDGs	22 ページ
・5	指標	23 ページ
・6	基本理念と基本目標	23 ページ
・7	基本目標と施策の柱	25 ページ
	基本目標1	26 ページ
	基本目標2	34 ページ
	基本目標3	41 ページ
	基本目標4	47 ページ
第4章	計画の推進体制	55 ページ
・1	計画の推進体制	55 ページ
・2	国、県、他団体などとの連携	58 ページ
・3	学識経験者との協働	59 ページ

第2部 資料編

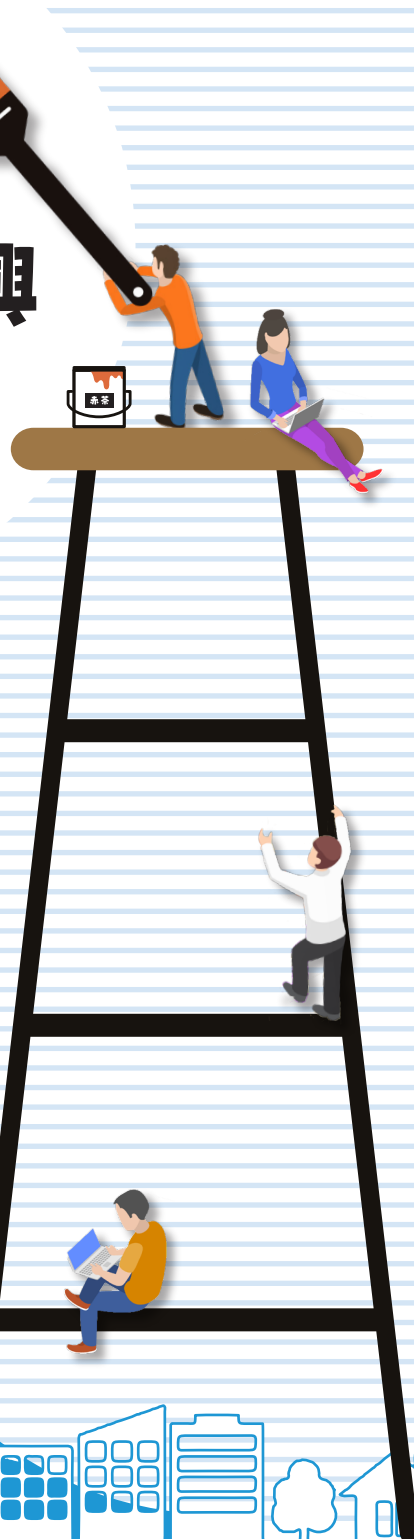
第1章 文化芸術をとりまく状況 63 ページ

- ・1 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より
—前文 63 ページ
- ・2 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より
—第3 文化芸術施策の中長期目標 64 ページ
- ・3 富士見市の状況 65ページ
 - (1)市民と市が協働で行う文化芸術活動(実行委員会事業) 65ページ
 - (2)市が行う文化芸術事業(市主催事業) 69ページ
 - (3)富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ 76 ページ
 - (4)公共施設の文化芸術事業 85ページ
 - (5)文化芸術アドバイザー 86 ページ
 - (6)富士見市の文化財 86 ページ

第2章 巻末資料 89ページ

第1部

文化芸術振興 基本計画





第1章

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の策定にあたって

1 第2次富士見市文化芸術振興基本計画策定に至る経緯

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が施行され、文化芸術はそれ自体に固有の意義と価値があること、そして文化芸術を創造し享受することは「人々の生まれながらの権利」であることが明記されました。また、地方公共団体の責務として、「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められました。同法は、平成29年6月に「文化芸術基本法(以下「法」という。)」へ改正され、文化・芸術の分野だけでなく、観光・まちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して総合的な文化芸術政策を推進することなどが新たに規定されました。

平成24年6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定められました。

市では、平成24年6月に、身近な地域で市民が文化芸術に触れ、自ら参加・創造・発信できるよう、「富士見市文化芸術振興条例(以下「条例」という。)」を制定し、第8条では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画策定について決めました。この条例に基づき、文化芸術を推進するための指針として、平成





26年9月に、市の文化芸術振興のマスタープランとなる「富士見市文化芸術振興基本計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、文化芸術によるまちづくりの視点を持ちながら事業を展開してきました。

第1次計画は平成30年度の間見直しを経て、令和5年度に10年間の計画期間を終えることから、第1次計画の評価や社会情勢の変化、国や県の動向等を踏まえた「第2次富士見市文化芸術振興基本計画(以下「第2次計画」という。)」を策定することとしました。

2 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年初頭から日本でも感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会全体に大きな影響を及ぼしました。

国が発出した「緊急事態宣言」などにより、大部分の公共施設が休館や開館時間短縮、利用人数や活動内容の制限などの対応を迫られました。また、文化芸術が不要不急のものであるかのような風潮も相まって多くのイベントが中止や縮小開催となったことや人々の行動自粛などにより、文化芸術分野における様々な活動が停滞する事態となりました。

その一方で、オンライン環境を活用したリモートワーク¹が普及するなど、「ウィズコロナ」時代に適応するための動きも見られました。文化芸術分野においても、作品やイベントのオンライン配信と鑑賞が活発になるなど、文化芸術体験の新たな可能性が広がりました。

¹ リモートワーク：会社から離れた場所で働くこと。在宅勤務やサテライトオフィス勤務などが各地ですすんだ。





市においても、キラリ☆ふじみなど公共施設²の休館やイベント中止などにより、文化芸術にとりくむ団体や個人が活動から離れてしまうなど、新型コロナウイルス感染症の影響による文化芸術活動の停滞は様々な面でみられました。

そのような中でも、文化芸術事業に取り組むキラリ☆ふじみなどの公共施設や各所管課では、その時々状況に応じてオンラインの活用など工夫を凝らしながら、可能な範囲で開館やイベント開催をすることなどにより、法や条例に規定された市民の文化芸術活動の権利を保障する努力を続けました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更されたことにより、社会生活における様々な制限が解除されたことを受け、施設利用やイベント開催などに関する制限はなくなりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動から離れてしまった団体や個人が活動を再開できていない例もみられることから、市の文化芸術を取り巻く環境を新型コロナウイルス感染症の影響前のように活動できる状態に戻せるよう、さらに振興していく取組が必要とされています。

②SDGsなどの新たな視点

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、「誰ひとり取り残さない」という理念のもとに、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として2015年に国連サミットで採択されました。

この目標達成のための取組は世界中で広がりを見せており、国においても積極的に推進しているほか、市の第6次基本構想第1期基本計画でもその理念を取り入れています。

また、高齢者・障がい者・外国籍市民など様々な社会的弱者の孤立が社会問題となる

² 公共施設：第2次計画では、キラリ☆ふじみ、公民館、交流センター、コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、図書館、資料館のこと。





なかで、文化芸術による社会包摂³に注目が集まっています。

このように、個人の属性に関わらず「誰も取り残されない、排除されない」社会を目指す視点や考え方が、これまで以上に重要になってきています。

3 国・県の動向

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行されるなど、文化芸術に関する法整備がすすめられました。

令和5年3月には、政府一丸となって文化芸術が有する本質的価値と、社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すための新たな計画として「文化芸術推進基本計画(第2期)」が閣議決定され、継続して文化芸術施策を総合的、計画的にすすめていくことが示されました。

埼玉県では、令和3年度から7年度までを計画期間とした、「埼玉県文化芸術振興計画」が策定され、あらゆる年代の多様な県民が参加する多彩な文化芸術の創造や、文化芸術を社会の活力の創出に活用することなど、今後の県の文化芸術振興の方向性が示されました。

³ 社会包摂：ソーシャル・インクルージョン (social inclusion) のことで、社会的課題を抱えた方も含めた様々な人々の社会参加の機会を増やし、誰も排除されず、社会（地域社会）の一員として全員が社会に参画する機会を持つこと。





第2章

第1次富士見市文化芸術振興基本計画の概要と評価

1 計画策定の目的

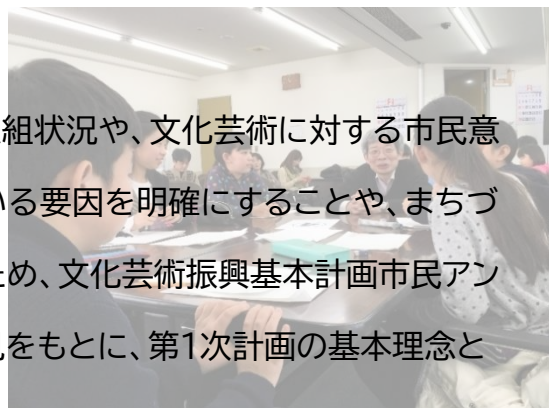
第1次計画は、市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に推進するための指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図ることを目的に、条例に基づき策定されました。

2 計画の期間

第1次計画の期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間とされ、中間期の5年目(平成30年度)には、富士見市文化芸術振興委員会(以下「振興委員会」という。)及び第三者委員の評価過程を経て、市民協働で中間見直しを行いました。

3 基本理念・基本目標

第1次計画の策定にあたり、市民の文化芸術の取組状況や、文化芸術に対する市民意識の現状を確認すると同時に、活動を困難にしている要因を明確にすることや、まちづくりをすすめる中での文化芸術の役割を見据えるため、文化芸術振興基本計画市民アンケートやワークショップを実施し、様々な市民の意見をもとに、第1次計画の基本理念と





基本目標を次のように定めました。

【基本理念】

今日まで継続されてきた富士見市の文化的な営みを持続・発展させるとともに、誰もが身近に親しめる文化芸術の振興を市民・団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを目指します。

【基本目標】

- 育 む** 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。
- 繋 ぐ** 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。
- 活かす** 心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。
- 支える** 誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。

市では、地域の公民館や交流センター、キラリ☆ふじみなどを通じて行われてきた様々な文化芸術活動が、市民の「文化芸術に親しむ」土壌を創り出してきました。

第1次計画は、こうした環境を継続するとともに、当市の文化芸術施策の更なる一歩となるよう、育む・繋ぐ・活かす・支えるのキーワードで基本目標をわかりやすく示しました。

4 庁内調査に基づく評価

文化芸術に取り組む庁内の各所管課等において、実施事業に対し毎年度実施してい





る自己評価を基に、第1次計画期間中における基本目標1から4までの評価と課題を次のとおり整理しました。

【基本目標1】 育む

基本目標1に関連する取組として、市主催事業、市民文化祭やふるさと祭りなどの実行委員会事業のほか、市内の小中学校などでも多くの文化芸術に関する事業が実施されました。また、キラリ☆ふじみでは様々な作品の創作と発表に取り組んだほか、海外アーティストの招聘も積極的に行い、これらの市民の創造活動を促進する取組によって市民が文化芸術に親しめる環境づくりをすすめました。

特に、施策の柱「未来にはばたく子どもへの文化芸術活動の充実」に関連した事業としては、小学校合唱部指導者派遣事業による合唱部指導への支援やキラリ☆ふじみによる音楽・演劇・伝統芸能などの学校アウトリーチ⁴を行い、子どもへの文化芸術活動の充実をすすめました。また、子ども文化芸術大学☆ふじみ事業を実施し、子どもたちに様々な文化芸術体験をする機会を提供したほか、講師に市ゆかりのアーティストを招くなど、身近にある質の高い芸術と子どもたちが触れ合う機会も提供しました。

一方で、伝統芸能をはじめとした文化芸術活動に取り組む多くの団体では、構成員や参加者の固定化・高齢化が見られています。新型コロナウイルス感染症の影響による事業や世代間交流の停滞などもあり、引き続き世代間交流の促進に向けた検討が必要です。

また、法改正の趣旨を踏まえた、子どもへの文化芸術施策の充実にも引き続き取り組む必要があります。

⁴ アウトリーチ：文化芸術分野において、文化施設などが地域へ出張・訪問を行うことにより、芸術に関心のある層を増やす取組。第2次計画においては、キラリ☆ふじみなどが館外で行うワークショップ等を指す。





【基本目標2】 繋ぐ

基本目標2に関連する取組として、公民館をはじめとした公共施設で、様々な主体による文化芸術事業が実施されました。ライフステージに合わせた、文化芸術活動を含む生涯学習⁵を行う拠点として公共施設が積極的に利用され、地域のニーズや特徴に応じた事業が数多く開催されたことで、新たな交流や情報交換ができる場を確保しました。また、生涯学習ガイドブックの発行などを通じ、シニア世代が文化芸術へ触れる機会や参加する機会を提供しました。

特に、施策の柱「参加・発表機会の充実」に関連した事業として、文化振興基金(以下「基金」という。)などを活用して様々な市民・団体や実行委員会を支援し、文化芸術によるまちづくり事業や市制施行50周年記念事業「FUJIMI☆音楽祭」などを実施することで、多くの参加・発表機会を提供することができました。

一方で、活動の主体となる団体・個人・アーティストを繋ぐ取組をさらに推進していくことや、企業と連携した文化芸術の充実に引き続き取り組んでいくことが必要です。

【基本目標3】 活かす

基本目標3に関連する取組としては、地域コンサート実施による日常生活の中で文化芸術に触れる機会の創出や、「ふじみ大地の収穫祭」など地域の農業や地元商店等と連携した、地域を知りふるさと意識の共有につながる事業を実施しました。他にも、公共施設の利用促進を図るため、公共施設予約システムの運用や、公共施設におけるWi-Fi環境の整備をすすめました。

また、ポスター、チラシ、新聞等への情報掲載に加え、Web媒体である市ホームページ、

⁵ 生涯学習：一人ひとり誰もがそれぞれの生きがいを感じられるよう主体的に取り組む、様々な学びのこと。





SNSでの周知も行い、幅広い世代への情報発信に努めました。

特に、施策の柱「鑑賞機会の充実」にかかわる事業として、「いつでも、どこでも、誰もが、身近に」文化芸術に親しめる環境を目指し、キラリ☆ふじみをはじめとした身近な公共施設や駅などで、様々な鑑賞機会を提供しました。また、各事業への小中学生招待や、NHKとの共催、陸上自衛隊の協力による無料コンサートなど、気軽に文化芸術を鑑賞できる事業を実施したほか、市制施行50周年記念事業として手話狂言を実施し、聞こえる人も聞こえない人も共に文化芸術を楽しむことができる機会を提供しました。

一方で、鑑賞機会を提供する事業の多くが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や開催方法の変更となった経験を、今後の感染症流行時の事業運営に活かしていく必要があります。また、文化芸術に関する情報発信については、SNS利用の広がりなどにも対応しながら、幅広い世代に情報を伝える工夫をさらにしていく必要があります。

【基本目標4】 支える

基本目標4に関連する取組として、富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会が発足し市民主体で新たな文化芸術事業の取組が開始されたことや、キラリ☆ふじみにおける計画的な大規模改修工事実施等による施設の充実のほか、男性用トイレへのサニタリーボックス設置など誰もが使いやすい施設運営に努めたことが挙げられます。

特に、施策の柱「文化芸術振興の経済的な支援」に関連する取組として、平成30年度に実施した第1次計画中間見直しを踏まえ、基金の活用を令和3年度から開始し、「文化芸術によるまちづくり事業補助金制度」を導入することで、文化芸術活動への第一歩を踏み出す市民や団体の支援を行いました。

一方で、計画に位置づけられていたコーディネート機能をもつ組織づくりについては、実現に向けて引き続き検討をすすめる必要があります。





また基金の活用を開始しましたが、文化芸術振興のためにさらなる有効活用を図る必要があります。

5 市民アンケート・市民意識調査の結果

【市民アンケート】

第2次計画策定にあたり、富士見市アンケートモニターに登録された市民775人に対して、メールで直接依頼する方法で、文化芸術振興基本計画市民アンケートを実施しました。

平成30年度に実施した中間見直し時との比較を行いながら、以下のとおり検証を行いました。

	中間見直し(平成31年3月)	第2次文化芸術振興基本計画
実施日	平成30年2月5日(月) ～3月5日(月)	令和5年3月3日(金) ～3月10日(金)
実施方法	窓口掲出、施設利用団体へ紙で 直接依頼、各施設窓口にて回収	Webアンケート
配布数、 メール到達件数	1,100通	739人
回答数	302通	332人
回収率	27.5%	44.9%
回答者の傾向	半数以上が60代以上	半数以上が40代・50代





アンケート

問1.

富士見市では、平成 24 年 6 月に身近な地域で市民が文化芸術に触れ、自ら参加・創造・発信できるように「富士見市文化芸術振興条例」を制定しました。またこの条例に基づき、「富士見市文化芸術振興基本計画」を策定し、各種事業に取り組んでいます。あなたは条例や計画があることを知っていますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
知っている	77	23.2%	条例 31% 計画 20%
知らない	255	76.8%	条例 65% 計画 71%

市に条例や計画があることを知らない回答者が 7 割以上を占めました。

アンケートの配布・回収方法等は異なりますが、中間見直し時のアンケート(平成 30 年 2 月実施)では、「知らない」の割合は 7 割程度であったことからすると、条例や計画の周知が依然として進んでいないことがわかります。





アンケート

問1-2.

前問で「知らない」と回答した方に伺います。知ることができなかった主な要因は何だと思いますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)	97	38.0%	28%
知る手段がない(分からない)	99	38.8%	32%
知る必要性を感じていない	49	19.2%	
その他	10	3.9%	10%

「市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)」、「知る手段がない(分からない)」といった、条例や計画に関する情報発信方法などが十分でなかったと感じる人が 7 割以上を占めました。

また、市の文化芸術施策にそもそも興味がない人(「知る必要性を感じていない」)が、約 2 割と一定の割合でいることがわかりました。

中間見直し時には、「市の情報発信が少ない(継続的な発信がない)」、「知る手段がない(分からない)または知る必要性を感じていない」と回答した人は 6 割程度であったことを考えると、情報発信方法の改善が進んでいないことがわかります。

その他、自由記述意見は次のとおりです。この内容からも、広報やホームページといった従来の手法では、情報発信としては不十分であることが読み取れます。





自由記述意見(抜粋)

- どこかで見聞きしたかもしれないが、アピールが少なく記憶に残っていない。
- 具体的にどのイベントに当たるのか分からない。もしかしたら知っているかもしれない。
- 発信はしているのかもしれないが、自分にとって特に必要な情報と感じなかったから身近でないから、知らなかったのかもしれない。
- 広報等ではいるかもしれませんが、意識がないためか記憶に残っていません。
- 興味がない。
- 4年前に他府県より移住してきたため、制定したこと自体を知りえなかった。
- 無関心。日々の生活でいっぱい。
- 忙しいと市の広報をあまり読めないことがあるので。それで知らないのかもしれない。
- 広報を読む時間がない。
- 条例があることは知りませんでしたが、キラリでの開催やイベントが多くあることは市報をとおしてちゃんと伝わっています。

アンケート

問2.

市で取り組んでいる各種事業で文化芸術の振興が図られ、豊かな生活が送れていると感じていますか。

回答	回答者数	割合	参考:前回結果
感じている	61	18.4%	19%
感じていない	103	31.0%	19%
どちらともいえない(分からない)	168	50.6%	49%





豊かな生活が送れていると感じている人が 2 割以下にとどまり、半数が「どちらともいえない」と感じており、中間見直し時のアンケート結果とほぼ同様となりました。

また、「感じていない」、「どちらともいえない(分からない)」といった、満足していないと感じている人は 8 割を超えており、現状では大多数の人にとって、文化芸術により豊かな生活を送ることができている実感を持てていないことがわかります。

アンケート

問3.

市が取り組んでいる文化芸術の振興のための各種事業に対する満足度はいかがですか。

回答	回答者数	割合	中間見直し
満足している	39	11.7%	15%
満足していない	52	15.7%	17%
どちらともいえない(分からない)	241	72.6%	48%

問3-2. 前問で「満足していない」と回答した方に伺います。満足していない理由は何ですか。該当するものすべてを選択してください。

回答	回答者数	割合	中間見直し
事業の情報発信が少ない	37	31.9%	35 (32%)
観たい(参加したい)事業が少ない	37	31.9%	30 (27%)
入場料等の負担が大きい	8	6.9%	9 (8%)
会場までの交通手段がない(少ない)	16	13.8%	26 (24%)
子どもを預ける場所がない	2	1.7%	1 (1%)
子どもと一緒に参加できる事業がない(少ない)	11	9.5%	1 (1%)
その他	5	4.3%	8 (7%)





事業に対する満足度についても、「満足している」と回答した人は1割程度と少数にとどまり、「どちらともいえない(分からない)」と回答した人が7割を超えました。

市の文化芸術事業に参加した経験がないため、「どちらともいえない(分からない)」と回答したとも考えられますが、2つの問を複合的に分析すると、市民の満足度は低いものと考えられます。

「事業の情報発信が少ない」と「観たい(参加したい)事業が少ない」が多く、次いで「会場までの交通手段がない(少ない)」が多い結果となりました。

自由意見とも合わせて、魅力あるイベントが不足していることや、情報発信が不十分であると市民が感じていることがわかりました。その他、自由記述意見は次のとおりです。

自由記述意見(抜粋)

- 一体感がない。
- 平日日中は仕事をしているので、日にちが合わない。電話申込も多いので、不便。
- 発信が少ないと言うより発信の仕方があまりうまくないと思います。さらに事業が増えたら良いと思います。また事業の成果を外部に発信することが少ないと感じています。
- 情報自体知らないなので、満足できない。
- 観たい事業が少ないに含まれるが、目玉となるような展示がない(発信も無い)気がする。





アンケート

問4.

あなたは、文化芸術にどのような役割を期待していますか。該当するものを3つまで選択してください。

回答	回答者数	割合	中間見直し
豊かな感性や人間性を育てること	166	19.4%	154 (20%)
人と人との繋がりや交流の推進ができること	125	14.6%	175 (23%)
日常からの解放や生きがい・やりがいづくりができること	84	9.8%	57 (8%)
地域づくり、仲間づくりなどの地域コミュニティの形成を行うこと	101	11.8%	128 (17%)
子どもの感性や生きる力を育むこと	132	15.5%	56 (7%)
地域の伝統芸能・伝統文化の保存、継承を行うこと	100	11.7%	81 (11%)
生き方、生きがいを発見できること	55	6.4%	74 (10%)
経済にとらわれない、心豊かな生活ができること	66	7.7%	21 (3%)
大きな役割があるとは思わない	20	2.3%	4 (1%)
その他	5	0.6%	4 (1%)

文化芸術に期待する役割としては、「豊かな感性や人間性を育てること」が最も多く、次いで「子どもの感性や生きる力を育むこと」、「人と人との繋がりや交流の推進ができること」という結果となりました。





前回アンケートと比較して回答者の年代が大幅に変わっているため、子育て世代回答者の増加を受けて「子どもの感性や生きる力を育むこと」の回答割合が増えるなど、傾向に変化がみられました。

一方で、前回に引き続き「人と人との繋がりや交流の推進ができること」、「地域づくり、仲間づくりなど地域コミュニティの形成を行うこと」など、他者と繋がる役割を文化芸術に期待する回答が一定割合あることから、世代を問わずそのような役割を求めるニーズがあることがわかります。その他の自由記述意見は次のとおりです。

自由記述意見(抜粋)

- 障害児やその保護者のコミュニティ。
- 高齢者のため、自身で参加または関与できない。
- 自分で絵画や文をしているので、サポートしてくれたら、嬉しいです。
- 個人が昔やっていて、今はやっていない文化活動の復活の手助けになるような施策、例えば発表の場の提供とか。





【市民意識調査】

第16回市民意識調査の「市民文化の創造」の施策別の満足度は前回(第15回、平成30年7月実施)の数値である51.7%から58.8%に上昇しました。また、市の施策に対する満足度は16項目中4番目に高い結果となっています。

第16回 富士見市民意識調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」において、成果指標としている施策や、今後、特に力を入れるべき施策などについて、市民の皆さまの考えをお聞きして市政運営の課題や重点施策を把握し、基本計画の推進や市民ニーズに即した施策をすすめていくための資料として活用していくことを目的としています。

2 調査設計

調査地域 富士見市全域

調査対象 富士見市在住の満18歳以上の男女3,000人

調査時期 令和3年8月23日～9月10日

3 回収結果

配布数:3,000票 回収数:1,274票 回収率:42.5%

【まとめ】

市民アンケート・市民意識調査2つの調査を照らし合わせると、満足度に差異があります。市民アンケートでは、「満足していない」が「満足している」を上回った一方で、市民意識調査では、「満足している」が51.7%から58.8%に上昇しました。

これは、アンケートの配布方法による回答者の年代が大きくかかわっていると考えられます。市民アンケートは、回答者の半数以上が40代・50代であったのに対し、市民意識調査の回答者は60代が半数以上でした。





回答者の世代によって満足度が異なり、40代・50代を中心に満足度が低いことから、市が行った事業の成果やそれによりもたらされる文化芸術の充実は、特に就労や子育てをする現役世代を中心とする市民に実感されていないことが考えられます。

6 総合評価

【1. 第三者評価】

所管課評価と市民アンケート、市民意識調査の結果を基に、第三者評価者である学識経験者と文化芸術にかかわりの深い市民から意見をいただきながら第三者評価を実施し、第1次計画の総合評価を策定しました。

第三者評価では、各評価者から総合評価について様々な意見をいただきながら、評価を策定しました。また、評価者からは、次のような意見をいただきました。

- ・市内部でこのような調査が行われたことには、大きな意義がある。富士見市民文化会館キラリ☆ふじみの指定管理者である公益財団法人キラリ財団が行う地域と連携した様々な事業の中には、全国的に見ても珍しく貴重な取組が含まれている。
- ・満足度の低さの要因として、情報が伝わっていない層があるのではないか。その層をターゲットとし、情報発信すると良いのでは。
- ・素晴らしい取組を多くの人に共有できる仕組みづくりができると良い。
- ・アーティストや市民ボランティア組織とのつながりが見える化できたら良い。





【2. 総合評価】

文化芸術アクションプラン及び市民アンケート結果を併せた文化芸術振興計画の評価は、次のとおりです。

- ・基本目標1「育む」に関しては、市制施行50周年記念事業や基金を活用した事業など、様々な事業を実施することにより文化芸術に触れる機会の充実に努めた。
- ・基本目標2「繋ぐ」に関しては、上記のような様々な事業へ参加することで、市民同士の繋がりが生まれる機会を拡充した。
- ・基本目標3「活かす」に関しては、新たな実行委員会組織の発足や市民が主催する事業への補助金制度運用開始など、市民の力を活かした事業が充実した。
- ・基本目標4「支える」に関しては、基金を活用した補助金制度の運用開始や、市にゆかりのあるアーティストと様々な事業で連携するなど、文化芸術活動を支える取組をすすめた。

以上を踏まえ、第1次計画を次のように評価しました。

- 第1次計画に掲げた目標に沿った事業展開により多くの成果があり、市の文化芸術が充実した。
- 各所管課においても、各事業が抱える課題に向き合いつつ、新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、可能な範囲で多くの事業を実施した。
- 一方で、そのような成果やそれによりもたらされる文化芸術の充実は、現役世代を中心とする多くの市民に実感されていない。その大きな原因としては、情報発信が不十分であることや現役世代が参加しやすく魅力を感じる事業の不足などが考えられる。



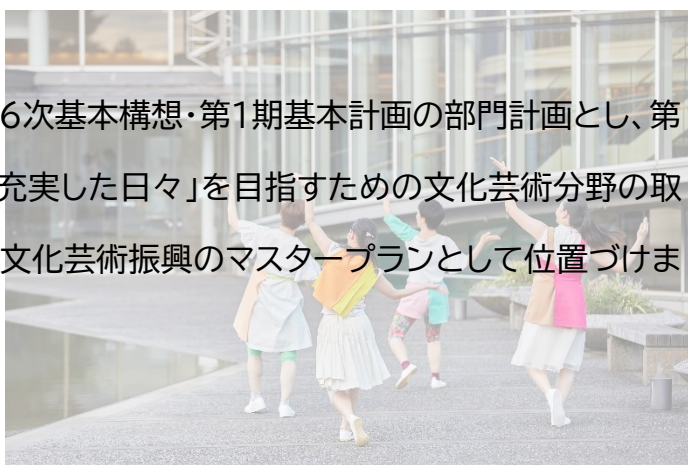


第3章

第2次富士見市文化芸術振興基本計画の概要

1 第2次計画の位置づけ

この計画は、市の総合計画である第6次基本構想・第1期基本計画の部門計画とし、第6次基本構想に掲げる理想の“未来”「充実した日々」を目指すための文化芸術分野の取組を定めた計画であると同時に、市の文化芸術振興のマスタープランとして位置づけます。



2 計画策定の目的

第2次計画は、第1次計画の評価や社会状況の変化を踏まえながら、引き続き市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となり、市民の文化芸術活動のさらなる発展と継続を図ることを目的に策定するものです。

3 計画の期間

第2次計画は、第6次基本構想の第3期基本計画との整合性を高めるため、第3期基本計画の実施初年度である令和13年度を、第2次計画の検討期間とします。

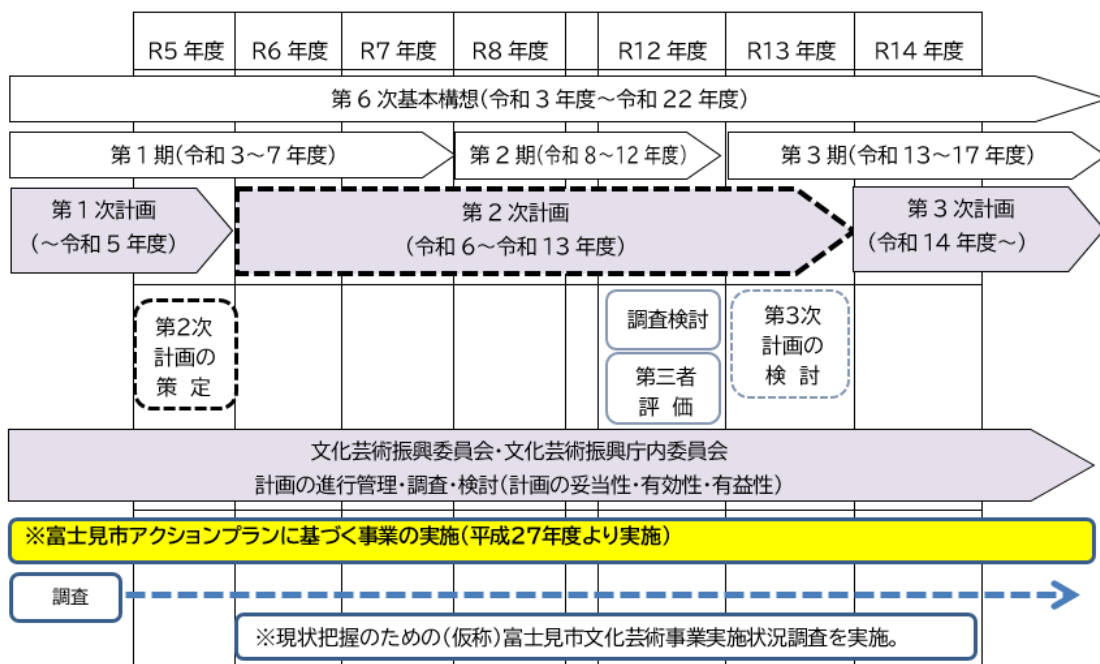


第1部



このため、第2次計画の期間を、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

今後、第2次計画期間において、社会情勢や市民ニーズなどの変化等により必要となった場合には、計画の見直しも含め対応を検討します。



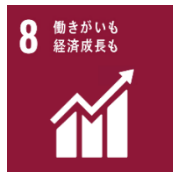
4 SDGs

第2次計画は、主に次の3つのゴールに関連した計画とします。



4 質の高い教育をみんなに

誰もが文化芸術を、観て、触れて、体験できるまちづくりに取り組みます。



8 働きがいも経済成長も

文化芸術を活かして地域や経済を活性化し、文化芸術によるまちづくりに取り組みます。



11 住み続けられるまちづくりを

文化芸術を通じた社会包摂による、誰も取り残さないまちづくりに取り組みます。





5 指標

計画の目的である、「文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に推進する」こと、「市民の文化芸術活動の発展と継続を図る」ことをめざすため、次の指標を設定します。

市民意識調査「(2)市民文化の創造」の満足度

令和 3年度 第16回調査 58.8% (現状)



令和12年度 第19回調査 70% (目標)

6 基本理念と基本目標

第1次計画は、「1 第2次計画の位置づけ」のとおり市の文化芸術振興に関する「マスタープラン」として策定されました。

第1次計画策定以降、様々な社会情勢の変化があり、それに伴う国の法改正等も行われてきました。しかし、この改正後の法と第1次計画を照らし合わせてみると、第1次計画の基本理念や基本目標と方向性が変わらないことがわかります。

そのため第2次計画においても、基本理念や基本目標などについては第1次計画を踏襲し、市民協働で取り組むことなど大きな方向性については維持しながら、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定をはじめとした新たな法整備などの文化芸術を取り巻く環境の変化や、第1次計画の評価により明らかとなった課題に対応した計画とします。





【基本理念】(再掲)

今日まで継続されてきた富士見市の文化的な営みを持続・発展させるとともに、誰もが身近に親しめる文化芸術の振興を市民・団体・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことで、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを目指します。

【基本目標】(再掲)

- 育 む** 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。
- 繋 ぐ** 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。
- 活かす** 心のやすらぎをうむ、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます。
- 支える** 誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます。



7 基本目標と施策の柱

基本目標	施策の柱
1 育む	子どもへの文化芸術活動の充実 <重点施策>
	障がい者・高齢者・外国籍市民などの文化芸術活動への支援<重点施策>
	市民の創造活動促進
	地域の文化資源の活用と継承
	キラリ☆ふじみからの創造と発信
2 繋ぐ	「繋ぐ」組織づくりの促進(コーディネート機能)<重点施策>
	公共施設での文化芸術活動の促進
	生涯学習としての文化芸術
	参加・発表機会の充実
	市民、アーティスト、民間企業等相互の連携促進
	世代間が結びつくまちづくり
3 活かす	情報発信の充実<重点施策>
	鑑賞機会の充実
	日常生活の中の文化芸術
	豊かな文化芸術活動ができる環境づくり
	ふるさと意識の共有
4 支える	文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進<重点施策>
	「担い手」の把握
	指導者としてのアーティストの活用
	公共施設の充実①キラリ☆ふじみ
	公共施設の充実②公民館や交流センター、コミュニティセンターなど
	来場しやすい環境づくり
	行政の文化化(情報の共有・職員の意識の向上)
	多様な財源の活用

【基本目標1】育む

感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます



<方針>

文化芸術に触れると、感動や心のやすらぎを感じ、創造性を高めるきっかけにもなります。

また、未来を担う子どもたちが多様な学びや経験をすることで、子どもたちの創造力や、感性を備えた豊かな人間性を育むことができるとともに、市民が文化芸術を通じて社会参加をすることで自己有用感⁶や自己肯定感⁷が高まり、生きがいのある暮らしができるまちづくりがすすみます。

これまで地域で培われてきた文化芸術を大切にし、さらなる振興を図り、心豊かな人や地域を育みます。

⁶ 自己有用感：自分と他人の関わりの中で得る、自分に対する満足感。

⁷ 自己肯定感：自分から自分に対する満足感。

施策の柱 子どもへの文化芸術活動の充実 **重点施策**

子どもが多様な分野の文化芸術に触れることは、感性を育て、多様性や表現力を学ぶことができるとともに、自己肯定感を高めることに繋がる大切な経験となります。子ども自身や親の興味の有無にかかわらず、すべての子どもたちへ平等に文化芸術を届けることが、将来の可能性を広げます。

これまでも市では、学校教育の中で優れた文化芸術に触れる取組や、文化芸術に親しむきっかけとなるキラリ☆ふじみのアウトリーチ活動を実施してきました。これらの活動は、学校関係者や参加者である児童生徒とその保護者などから高く評価されています。

市は、学校や未就学児の学びの場、学校以外の地域活動、放課後児童クラブ、放課後デイサービスなど、様々な場で子どもたちが多様で優れた文化芸術に触れ、感性や創造性を高め、心豊かなひとを育む取組を継続的にすすめます。

また、キラリ☆ふじみのアウトリーチ活動を充実するほか、PTAや学校とも連携を図り、児童生徒がもれなく文化芸術を体験でき、また学校や学年を超えた交流につながる機会を提供します。

子どもたちと地域がかかわるきっかけになる場として、市ゆかりのアーティストや外部講師等によるワークショップなど、質の高い文化芸術に子どもたちが触れる機会や情報の提供も継続していきます。



展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの教育現場へのアウトリーチ活動の充実
- 学校等との連携による世代を超えて伝え合う文化芸術事業の企画、実施
- 豊かな感性を育み、多様性を育む参加体験型事業の実施
- 学校のクラブ活動や部活動の発表機会の充実
- 保育所・幼稚園等における文化芸術体験事業の支援

障がい者の文化芸術については、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、「障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること」と定められています。また、高齢者や外国籍市民など、文化芸術活動への参加機会が少ない方への支援を求める声もあります。

障がい者や高齢者、外国籍市民を含めた誰もが、文化芸術に親しめる場を育むことで、お互いの多様性を認め合う生きがいのある暮らしができるまちづくりにも繋がります。また、文化芸術による社会包摂の働きや、それぞれの自己有用感が高まることで、社会的孤立を防ぎ、誰も取り残さないまちづくりの手立てとなります。

市は、障がい者や高齢者、外国籍市民を対象とした事業の充実に努めます。

また、公共施設等に足を運ぶことができない高齢者や障がい者の方については、アウトリーチ事業を実施するなど、文化芸術に触れる機会の充実に努めます。



撮影：加藤昭裕



展開(取組の方向)

- 障がい者施設や高齢者施設でのアウトリーチ事業の実施
- 障がい者・高齢者・外国籍市民等が文化芸術に触れる機会の充実

施策の柱 市民の創造活動促進

文化芸術の創造は、作り手と受け手双方の理解と交流を生み出します。鑑賞で文化芸術に親しんだ市民が、さらに、自ら文化芸術活動に積極的に参加・創造・発表することにより、活動意欲の向上にも繋がります。文化芸術事業の内容は、茶道・華道・日本舞踊など日本固有の伝統的な文化芸術活動から、コンピューターグラフィックなどのメディア芸術に至るまで、多様で豊かなものです。

文化芸術のおもしろさや楽しさを知り、参加できる環境をつくることが、文化芸術の大きな創造のうねりを生み出します。



市では、主体的なサークル活動や公共施設における文化芸術事業が多数開催されています。身近に文化芸術に触れ、親しむ機会として鑑賞、参加することは、市民一人ひとりの自己実現を図るうえで大変重要な取組です。

市は、これらのサークル活動や文化芸術事業の支援を継続して実施します。また、子育てや仕事で忙しく、文化芸術に参加することが難しい人も含め、すべての世代が参加しやすい文化芸術事業に取り組めます。

展開(取組の方向)

- 富士見市民文化祭の充実
- 富士見市舞台芸術鑑賞会の継続
- 市民組織による文化芸術に関する事業の計画や開催



- 文化芸術活動の全国的なコンクールなどへの参加支援
- すべての世代が参加しやすい文化芸術事業の充実
- 伝統的な文化芸術活動からメディア芸術など幅広い分野への活動促進

施策の柱 地域の文化資源の活用と継承

地域で古くから伝えられてきた郷土芸能は地域の連帯を深め、ふるさと意識を高める役割を果たし、郷土の貴重な財産として人々の間で長い間大切に守られてきたものです。

市内でもお囃子^{はやし}や獅子舞などの郷土芸能が各地域の祭りや催事の中で行われ、大切に伝えられてきました。しかし、近年の地域コミュニティの変化などから、郷土芸能の担い手不足の問題が生じ、継続が困難となる状況も生じてきています。



市は、そのため、郷土芸能の伝承に向けた、継承者が活躍できる場づくりや、情報の発信・提供を行います。

また、地域の貴重な郷土芸能に子どもたちが触れる機会を作るため、地域や学校教育現場などと連携し、新たな担い手の育成にも努めます。

更に、郷土芸能のみならず、自然や公園、観光スポットや商業施設など、市の魅力ある地域資源と文化芸術活動の連携により、新たな文化資源として発展させ、豊かなまちを育む取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 郷土芸能などの歴史的価値の普及
- 郷土芸能などの発表の場の提供
- 学校などと連携した、郷土芸能の後継者、担い手の育成支援
- 市の豊かな地域資源を活かした文化芸術との融合
- 郷土芸能や地域の伝統文化に触れる機会の提供

施策の柱 キラリ☆ふじみからの創造と発信

芸術性の高い作品の創作は劇場の財産であるとともに、地域資源として市内外へ市をアピールするきっかけにもなります。取組を継続的にすすめることで、市外からの来訪者も増加し、地域経済の活性化にも繋がります。

キラリ☆ふじみでは、個性あふれる多彩な創作活動が行われています。地域と密接に結びついた事業や、国を超え、海外のアーティストと連携した事業をこれまでに多数展開してきました。このような地域資源を活かした創



撮影:大屋 美礼

作を行えることがキラリ☆ふじみの強みであり、全国的にも高い評価を受けています。

また、市民が観客となるだけでなく、出演者や運営スタッフとしての経験を積むワークショップ、学校に出向いて文化芸術を届けるアウトリーチ事業も多数行っています。アウトリーチ事業はキラリ☆ふじみの認知度向上や来場者の増加にも繋がっています。

市は、キラリ☆ふじみでの創作活動や学校でのアウトリーチ事業を継続して実施し、地域資源として積極的に市内外へ発信します。アウトリーチ事業については、劇場に足を運ぶことが難しい人のために各地域の公共施設でも実施するなど、内容を拡充して実施します。実施にあたっては、市内で活動するアーティストや、キラリ☆ふじみを中心として活動する専門家・アーティストとの協働で開催します。

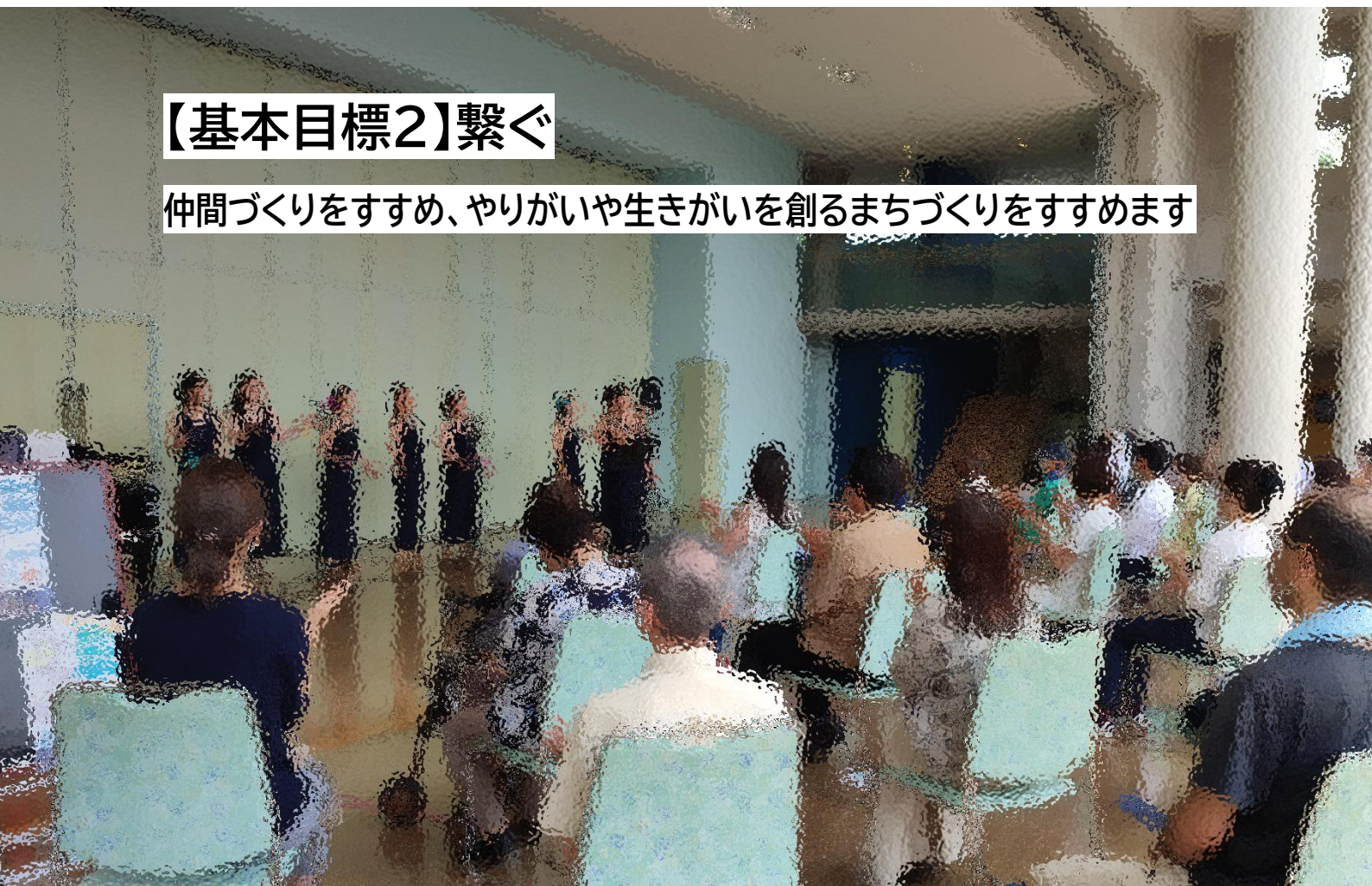
展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの個性あふれる多彩な事業(アウトリーチ活動や創作活動など)の継続・発展
- グローバルな創作活動の推進
- 地域資源を利用した創作活動の発信



【基本目標2】繋ぐ

仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます



<方針>

市民が自主的に行う様々な文化芸術活動を通じた、人と人との交流によって視野が広がり、やりがいや生きがいが生まれます。

地域コミュニティの希薄化が指摘されている今日では、文化芸術で市民と市民の結びつきを強め、より多くの方々に地域コミュニティや文化芸術活動による交流の場への参加を促すことが求められています。

文化芸術活動に参加する市民が増えることにより、身近な仲間とのつながりができ安心とやすらぎに包まれて過ごすことのできるまちづくりをすすめることができます。

それはやがて、地域社会での疎遠な関係を生み出さない、社会的孤立を防ぐまちづくりを推進することにつながることから、誰もが文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

文化芸術活動に取り組む市民には、発表や活躍の場を求める人(アーティスト)と、主催者としてイベント等に出演するアーティストを求める人(イベント主催者)がそれぞれ存在しています。

このような方々に情報を提供し繋いでいくことが、地域で文化芸術がより振興していく可能性を生み出します。そして市民やアーティスト、サークルや団体、企業などが主体となり、市内各所で様々な文化芸術活動が行われていくことが地域における文化芸術の望ましい姿です。

イベントに文化芸術を取り入れたいがどのようなアーティストにお願いできるかわからない、市内でアーティスト活動をしたいがどこに相談すれば良いかわからないなど、アーティストとイベント主催者を繋ぐ機能が求められています。

市は、コーディネート機能を持った窓口を設置することで、出演者を求めているイベント主催者とアーティスト双方を繋げる文化芸術活動の支援を行います。また、アーティスト登録制度を創設し、市にゆかりのある方々を始め、市内で活動したいアーティストの情報を把握し、ホームページ等で広く市民に公開します。さらには、この制度を運用するうえでは、アーティストに正当な報酬が支払われることの重要性の周知にも努めます。



展開(取組の方向)

- コーディネート機能を持つ窓口設置による文化芸術活動の支援
- アーティスト登録制度の創設

施策の柱 公共施設での文化芸術活動の促進

市内には公民館や交流センター、コミュニティセンターなどが地域ごとに設置されています。地域の施設で長い間実践されてきた市民の多種多様な活動が生活の中に根付き、市の文化芸術の土壌となっています。

また、資料館や図書館においても、その施設の特徴を活かした様々な文化芸術活動が行われています。

これらの公共施設で行われる文化芸術活動では、参加者の固定化・高齢化が課題となっていることから、新たな参加者を増やす取組が必要です。

市は、公共施設がお互いの情報を共有するなど連携を図りながら、各地域で新たな参加者を獲得し公共施設で行われる文化芸術活動を活性化させる取組をすすめます。また、地域での文化芸術活動の活性化により、文化芸術に親しむ機会の創出や身近な仲間づくりへ繋がります。



展開(取組の方向)

- 公共施設間での情報ネットワークの活用
- 施設利用者の交流促進
- 施設や地域の特徴を活かした事業展開



施策の柱 生涯学習としての文化芸術

教育基本法では、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ることとしています。誰もがいつでもどこでも生きがいづくりにつながる生涯学習として文化芸術に取り組めることは、人生 100 年時代と言われる現在の社会状況からも必要とされています。

市では、それぞれの世代の方々がライフステージに応じた文化芸術活動により、学びや充実感が得られるよう、情報提供や事業を行ってきました。

市は、引き続き、市民一人ひとりの生涯学習や趣味としての文化芸術活動を支援します。特に、高齢者の方々が、いきいきと生涯学習としての文化芸術活動に取り組める環境・機会づくりに努めます。



展開(取組の方向)

- 「富士見市生涯学習ガイドブック」を活用し、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくり
- シニア世代が文化芸術活動へ主体的に参画し活躍できる機会づくり



施策の柱 参加・発表機会の充実

文化芸術活動に参加し、その成果を発表する機会があることは、その人のやりがいとなり、生きる原動力にもなります。また、鑑賞する側にとっても、作者との共感が生まれ、



見る側も文化芸術活動に参加するきっかけとなり、文化芸術による人と人との交流が生まれます。

文化芸術活動は仲間づくりにも繋がります。知り合った仲間と顔を合わせることで、様々な情報交換のきっかけにも

なります。

市は、参加できるイベント情報の提供や、既存のサークル・団体の紹介、アクセスなどの文化芸術に関する様々な情報発信の充実や仲間づくりが行える機会の提供に努めます。

展開(取組の方向)

- 誰もが気軽に参加できる文化芸術事業の企画・推進
- 市のホームページや SNS など様々な手法を活用したきめ細やかな情報発信
- 文化芸術に関する参加型体験教室などの充実



施策の柱 市民・アーティスト・民間企業等相互の連携促進

文化芸術はあらゆる場所で多種多様な形で行われています。学校や地域、民間施設など、それぞれが相互に連携することでさらに文化芸術が活性化するとともに、多様な関係性により繋がる、豊かなまちづくりが行われます。



市は、引き続き市民団体や実行委員会と連携し、事業を推進するとともに、ららぽーと富士見など民間企業との連携をすすめます。中でも民間企業主体で行うメセナ活動⁸やネーミングライツ⁹事業、資金・会場等提供の推進を図るため、民間企

業に対して文化芸術事業の情報提供をするとともに協力への理解促進を図ります。

さらに、市民やアーティスト、民間企業それぞれの繋がりを作ることで、市が直接かわらなくとも、市民×アーティスト、アーティスト×企業、市民×企業など、様々な組み合わせの文化芸術活動が広がるまちを目指します。

展開(取組の方向)

- 民間企業との連携によるメセナ活動の推進
- 市民・アーティスト・民間企業などと連携した事業の推進
- 市と市民団体の協働による事業運営の推進及び支援(富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会など)



⁸ メセナ活動：企業が利益を顧みずに行う社会貢献の一つ。企業が主に資金を提供し、文化芸術活動を支援すること。近年では、CSR（企業の社会的責任）の一環としても、積極的に取り組まれている。

⁹ ネーミングライツ：命名権のことで、主に企業が市などから事業の命名権等を購入する。

施策の柱 世代間が結びつくまちづくり

文化芸術活動をする中で人と人とが結びつくことで、世代間交流の可能性も生まれます。普段の生活の中では難しいシニア世代と若い世代の交流など、様々な世代間交流が生まれることで、地域のコミュニティが広がります。



これまでに、市や実行委員会などが実施する事業の中で、出演者同士や出演者と観客など、多くの場所で世代間交流が行われてきました。

市は、今後も引き続き、公民館や交流センター、資料館など公共施設で行われる各種文化祭・まつり・フェスティバルなど、交流機会の場を継続発展させ、充実を図ります。

また、公共施設をより多くの幅広い世代に利用してもらえるよう、公民館や交流センターなどでワークショップを行うなど、世代間交流のきっかけとなる取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 「文化祭」「まつり」「フェスティバル」などの交流機会の充実
- 幅広い世代に公共施設を利用してもらえる仕組みづくりの検討(公共施設でのワークショップ等)



【基本目標3】活かす

心のやすらぎを生む、文化芸術の溢れるまちづくりをすすめます



<方針>

文化的で豊かな地域環境をつくることは、「文化芸術のまち富士見市」の一員としての誇りを育むとともに、市のイメージアップも図ることができます。

また、文化芸術による創造性が日常に活かされ、市民一人ひとりの生活や地域へのまなざしが変わることで、物の見方や考え方、ひいては、暮らしやまちづくりなどに多様性を受け入れる風土が生まれるような取組をすすめます。

施策の柱 情報発信の充実 重点施策

誰もが文化芸術に触れることができる地域環境をつくるためには、文化芸術に関する情報が、世代を問わず広く共有されることが必要です。

市は、これまでも広報やチラシなどの紙媒体のほか、ホームページ、SNS等電子媒体による情報発信を行ってきました。

これらの情報発信に加え、人が多く集まる店舗や商業施設などで市民が情報を収集できる環境整備に努めます。

また、文化芸術に触れる機会を持ちにくい、仕事や子育てに忙しい世代の目に留まり、興味関心を引くような工夫をしながら情報発信をすることに努めるとともに、映像や動画による情報発信にも取り組み、内容を分かりやすく伝えることで文化芸術に触れるきっかけづくりに努めます。



展開(取組の方向)

- 広報・ホームページ・SNSなど既存の情報発信ツールの有効活用
- マスメディアを活用した情報発信
- 公共施設、商店会、民間企業や駅などの空間を活用した情報発信
- 動画を活用した情報発信による文化芸術事業参加へのきっかけづくり



施策の柱 鑑賞機会の充実

日ごろから文化芸術に親しんでいる方だけでなく、文化芸術に触れる機会の少ない方にも、親しめる環境を提供することは、文化芸術活動への参加や創造のきっかけづくりとなる、大変重要な取組です。

仕事や子育てに忙しい世代などは、文化芸術に触れる機会を持ちにくいと考えられます。



市は、そのような方々が文化芸術を鑑賞し、興味を持つ一歩となるために、引き続きキラリ☆ふじみや商業施設など様々な場所を活用して鑑賞機会の充実に努めるとともに、誰もが文化芸術を鑑賞しやすい環境を提供するための取組

をすすめます。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみをはじめとする公共施設、民間施設などの連携を図り、優れた文化芸術事業の計画的な実施
- 民間施設の活用・連携
- 音楽や演劇、映像などを身近な施設で鑑賞できる機会の創出



施策の柱 日常生活の中の文化芸術

日常生活の中で利用する駅や商業施設など、まちなかの身近な場所で文化芸術に触れる機会があることは、文化芸術活動への参加のきっかけとなります。また、日常生活の中で文化芸術を感じる機会を提供することで、普段は文化芸術に触れる機会が少ない市民にも届けることができます。

日々の生活に忙しく、文化芸術に触れる機会が少ない方にとって、劇場などに出向いての鑑賞はハードルが高いことがあります。

市は、市民や様々な団体などと連携しながら、駅や商業施設をはじめ、地域の公共施設や空き店舗などの身近な場所でコンサートやイベン



トなどを開催するほか、作品展示や市民の発表の場とすることで、日常生活の中で文化芸術に触れる機会を充実します。

展開(取組の方向)

- まちなかを活用したアートの創出
- 地域や商店会、行政・教育機関が実施するイベントとの連携
- コン서트やイベントを開催する場所の開拓



施策の柱 豊かな文化芸術活動ができる環境づくり

文化芸術活動を始めたいと思う人にとって、情報を得ることは、活動を始めううえで大きな一歩となります。また、団体に所属している人は、団体としての運営などの悩みを抱えることもあり、気軽に相談できる環境づくりは大切です。

市内でも、文化芸術活動をするサークルや団体の多くで、会員の減少や高齢化、指導者や活動場所の確保の難しさなど、様々な課題を抱えています。

市は、市ホームページへの掲載などによりサークル等の情報発信を支援するほか、公共施設予約システムの運用などにより、市民が文化芸術活動を続けるための環境づくりと、意欲ある市民の文化芸術活動参加への支援を継続します。

展開(取組の方向)

- 活動に対する相談・支援体制の継続
- 掲示板などを活用したサークル・団体情報の発信



施策の柱 ふるさと意識の共有



文化芸術の取組を、地域だけではなく市外へも発信していくことは、市民が誇れる「文化芸術のまち富士見市」としてのまちづくりをすすめるために必要な取組です。市の知名度向上や来訪者の増加など、アウトプロモーション¹⁰としての効果だけでなく、

¹⁰ アウトプロモーション：外向けに対するプロモーションのことで、第2次計画では市から市外向けに行うプロモーションを指す。

市民のふるさとへの誇りや愛着の醸成などインナープロモーション¹¹としての効果も期待することができます。

市では、条例や第1次計画に基づき、キラリ☆ふじみでの活動をはじめとした優れた文化芸術の取組を行ってきました。

市は、これからも、市民や関係する団体と連携しながら、文化芸術のまちとしてのイメージアップにより、文化芸術を活かしたふるさと意識の共有を図ります。

展開(取組の方向)

- キラリ☆ふじみの事業をはじめとする文化芸術の情報発信
- (再掲)民間企業との連携によるメセナ活動の推進
- 「文化芸術のまち富士見市」の知名度向上に向けた取組



¹¹ インナープロモーション：内部に対するプロモーションのことで、第2次計画では市から市内在住・在学・在勤の市民に向けて行うプロモーションを指す。

【基本目標4】支える

誰もが気軽に文化芸術に親しめる環境づくりをすすめます



<方針>

いつでも、どこでも、誰もが気軽に文化芸術に親しむためには、練習場所や発表の場の確保、情報の収集、活動の継承、さらには活動場所までの参加しやすい環境の整備が必要です。

活動拠点施設をハード・ソフト両面から整備すると同時に、文化芸術のまちづくりを総合的に推進し、生活環境を充実させる観点から、文化芸術を振興するための環境づくりに努めます。

施策の柱 文化振興基金の有効活用による文化芸術の推進 **重点施策**

条例では、「市の責務及び役割」として、「市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

また、「富士見市文化振興基金条例」では、「文化の振興と地域の活性化に資するため、富士見市文化振興基金を設置する」としています。

文化芸術を振興し、活気とにぎわいのあるまちづくりをすすめるためには、基金の有効活用が必要です。

市は、基金を第2次計画の重点施策に活用するなど、有効活用をさらにすすめ、文化芸術を推進するとともに、これまで基金を活用して実施してきた補助金制度の充実に努めます。



展開(取組の方向)

- 文化芸術によるまちづくり事業補助金の充実
- 市民の文化芸術事業への支援
- 重点施策への活用

施策の柱「担い手」の把握



文化芸術事業の企画・立案、制作や実施・運営などに力を発揮する、文化芸術振興の担い手(マネジメントやコーディネートができる人材やアーティスト)は、市民の文化芸術活動を支え、質を向上させるうえで欠かせない存在です。

市は、豊かで多様な文化芸術活動を支える文化芸術振興の担い手を把握し、文化芸術事業を実施する実行委員会などの組織や市民主体の任意団体と繋ぎ活躍の場を創り出す取組をすすめます。

展開(取組の方向)

- 文化芸術振興の担い手となる個人や団体、アーティストの把握、活動支援
- 先進自治体などの実践に関する情報収集



施策の柱 指導者としてのアーティストの活用

アーティストは、文化芸術活動に取り組む市民などに対する、高度な専門的知識を有する指導者となることができます。そして、アーティスト自身も、活躍の場を求めています。



市は、市にゆかりのあるアーティストや、市で活動したいアーティストの把握に努めるとともに、そのアーティストが指導者として活動したり、正当な対価を得ながら活躍する場を提供したりするなど、アーティストとの連携を図った事業展開をすすめます。

展開(取組の方向)

- 指導者として活動する機会の充実
- (再掲)アーティスト登録制度の創設



施策の柱 公共施設の充実① キラリ☆ふじみ

公共施設、とりわけ市町村に存在する文化会館は、地域の人が活力にあふれた事業を展開するなど、市町村の文化芸術を推進していく重要な存在です。



富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、市の文化芸術振興の拠点として市民に利用されているだけでなく、市外からも多くの利用者が訪れる、市を代表する施設の一つとなっています。また、オリジナル作品の創作や地域と連携した事業展開、芸術監督¹²制度をはじめとする優れた舞台芸術を支える専門職員体制などは、全国的にも高く評価されています。

市は指定管理者と協力し、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の主旨や、利用者ニーズを踏まえながら、誰もが利用しやすい施設運営に努め、またLGBTQ¹³への配慮についても、他の文化施設の事例を収集しながら取り組みます。

市は指定管理者と協力し、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の主旨や、利用者ニーズを踏まえながら、誰もが利用しやすい施設運営に努め、またLGBTQ¹³への配慮についても、他の文化施設の事例を収集しながら取り組みます。

¹² 芸術監督：劇場の芸術面における総責任者。事業を決定し、劇場の芸術的な特徴を演出する。

¹³ LGBTQ：性的マイノリティ（同性愛者や性別に違和感を覚える方々）を表す総称のひとつ。L=Lesbian（レズビアン）、G=Gay（ゲイ）、B=Bisexual（バイセクシュアル）、T=Transgender（トランスジェンダー）、Q=Questioning／Queer（クエスチョニング／クィア）などの頭文字の略。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における施設運営の経験を踏まえ、感染症流行時などの非常時も含めた適切な施設運営方法や、DX¹⁴の推進に対応した設備設置の検討をすすめます。

展開(取組の方向)

- 利用者ニーズの把握(利用者アンケートの実施)
- ユニバーサルデザインを意識した施設整備の推進
- LGBTQへの配慮
- 適切な感染症対策による施設運営方法の検討



施策の柱 公共施設の充実② 公民館や交流センター、コミュニティセンターなど

公民館や交流センター、コミュニティセンターなどの施設は、文化芸術の活動場所や活動成果の発表の場として、多くの市民に活用されています。

多様性を認め合う社会づくりがすすむ中で、市でも誰もが使いやすい公共施設の実現に向け、修繕や施設整備等維持管理をすすめてきました。

市は、文化芸術活動の活性化を図り、市民の文化芸術への活動意欲の



高揚を促すためにも、これら施設の機能や設備を充実させ、誰もが気軽に利用できる施設運営に努めます。

¹⁴ DX：デジタル・トランスフォーメーション。「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。英語で「Digital Transformation」と表記し「Trans」を「X」と略することから、「DX」と表記される。

展開(取組の方向)

- (再掲)ユニバーサルデザインを意識した施設整備の推進
- (再掲)LGBTQへの配慮
- (再掲)適切な感染症対策による施設運営方法の検討



施策の柱 来場しやすい環境づくり

文化芸術振興の拠点であるキラリ☆ふじみで、地域を超えた市民の文化芸術活動や交流を推進するためには、アクセスに関する情報や文化芸術事業に関する情報の提供が必要です。

市では、ららぽーと富士見の開業に伴い民間路線バスの利便性が向上し、キラリ☆ふじみへのアクセスが容易になったことも踏まえ、庁内外の関係部署や関係機関と連携を図りながら、公共交通機



関などによる施設へのアクセスや文化芸術事業に関する情報の提供に努めます。

展開(取組の方向)

- (再掲)広報・ホームページ・SNSなど既存の情報発信ツールの有効活用
- 市内循環バス・民間路線バスなど公共交通機関情報の提供



施策の柱 行政の文化化(情報の共有・職員意識の向上)

法では、文化芸術は人々にとって「生まれながらの権利」と規定されています。

このことを踏まえ、市が市民との協働で文化芸術によるまちづくりを推進していくためには、行政内部の関係部署との連携はもとより、職員一人ひとりが文化芸術の必要性や文化芸術による社会包摂が多様性を受け入れる風土づくりに有効であることを理解し、市の施策に取り組む「行政の文化化」をすすめることが必要です。

そのためには、市内で日々市民などによる様々な文化芸術活動が行われる中で、行政内部においてもさらなる意識の醸成を図ることが大切です。

市は、行政内部での文化芸術に関する情報共有や、文化芸術に対する職員意識の向上に努めます。

展開(取組の方向)

- 庁内委員会の開催
- 文化芸術意識の向上を目的とした職員研修の実施
- 職員が行う文化芸術活動への支援



施策の柱 多様な財源の活用



文化芸術活動が継続的に市内で推進されていくためには、事業を円滑に実施し、またその後活動が継続していくための財源が必要です。

前述のとおり、条例第6条で、市は文化芸術振興のため、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

市は文化芸術振興に継続的に取り組むため、多様な財源の確保に努めます。

展開(取組の方向)

- 富士見市まちづくり寄附制度(ふるさと納税)等による財源確保の検討
- 外部資金確保の検討





第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画推進の主体

第2次計画は、条例に基づき、市民(アーティストや指導者を含むすべての市民)、団体(文化芸術活動を行う企業・事業者・NPOなど)、市がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協働を図りながら推進します。

富士見市文化芸術振興条例 (抜粋)

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を





講ずるよう努めるものとする。

(2)実施・推進の体制

① 進行管理

ア 富士見市文化芸術振興委員会

市の文化芸術振興に関する施策を、市民参加・協働のもと総合的かつ円滑に推進するため、振興委員会を設置し、第2次計画の進行管理を行います。

振興委員会は、富士見市自治基本条例の規定に基づき、市民参加協働を基本として、自らが文化芸術に積極的にかかわりを持つ様々な団体からの推薦者及び公募による市民等をもって組織し、年に数回の振興委員会開催や、文化芸術活動の現場への視察を行うなど振興委員会としての主体性を持ち、現状と課題を調査・研究・整理し、市長に対し提言を行います。

イ 富士見市文化芸術振興庁内委員会

市長部局・教育委員会の職員で構成される庁内委員会を設置し、庁内の情報共有と第2次計画の進行管理を行います。

文化芸術の施策が市民の心の領域に触れることから、文化芸術に関する事業実施を行っている生涯学習課や交流センター・公民館・資料館はもとより、子育てや高齢者、障がい福祉、学校教育、シティプロモーション、まちづくりや産業振興などに関する多方面の部署が調査・研究を行い、行政の立場から第2次計画の進行管理を行います。





ウ 第三者による評価

計画の終了期に、計画の進捗状況やその時代の社会情勢、市民のニーズなどを把握するため、有識者や市民などの第三者による評価・検証の機会を設け、総合評価を行います。

② 実施体制

ア 富士見市

市の文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施します。また、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

イ 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

市の文化芸術の拠点として、主催事業の開催や施設の提供を行います。市と指定管理者との基本協定の中で、基本計画の遂行を明記し履行を確認します。

ウ 市民・団体

市民や実行委員会などの団体が、市の補助金やコーディネート機能などを活用しながら、主体的に文化芸術活動に取り組みます。

※基本目標2【繋ぐ】重点施策「繋ぐ組織づくりの促進」を参照

③ 施策全般の遂行

ア 富士見市(協働推進部 文化・スポーツ振興課)

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ、振興委員会、庁内委員会に関する所掌事務をはじめ、市の文化芸術振興に関する施策を全般的に推進し、財政上の措置を行います。





イ 公共施設

地域の実情に応じ主催事業や施設の提供を行い、文化芸術振興に関する施策を展開します。

④ 文化芸術事業実施状況の把握

(仮称)富士見市文化芸術事業実施状況調査

市では、文化芸術行政の所管課である文化・スポーツ振興課以外にも、多くの部署で様々な文化芸術事業が取り組まれています。

このような文化芸術事業の実施状況とその評価について調査を実施し、計画と関連づけながら、毎年度の状況を文化・スポーツ振興課で把握し、計画の進行管理に繋がります。

2 国、県、他団体などとの連携

法令や計画をはじめとした制度改正について国や県の動向を注視するとともに、市内の民間企業、文化芸術関係団体、地域コミュニティ団体、近隣自治体、大学などの専門的な研究機関、NPO団体など、様々な団体と密接に連携し、第2次計画を効果的に推進していきます。

更に、キラリ☆ふじみと文化芸術に関係する市内外の施設とのネットワークの構築をすすめます。





3 学識経験者との協働

第2次計画策定にあたっては、長嶋由紀子氏(東京大学研究員・早稲田大学他非常勤講師)、中村美帆准教授(青山学院大学准教授)にご協力をいただきました。

引き続き、計画の進行に関する助言をいただくなど、学識経験者などの文化芸術に関する専門家との協働関係を継続します。





第2部

資料編





第1章 文化芸術をとりまく状況

1 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より —前文—

我が国には、魅力的な有形・無形の文化財が数多くあり、各地で雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等の伝統芸能が上演されるとともに、祭りや踊りをはじめとする伝統行事への参加や、日常生活における稽古事や趣味等を通じて様々な文化芸術活動が盛んに行われている。

こうした我が国の文化資源は、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により、今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を持つものであり、日本人自身がその価値を十分に認識して、維持、継承、発展させることが重要である。

また、現代的な、美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術や、和食・日本食等の食文化を含む生活文化、建築・ファッション・工業製品等の分野におけるデザインも、世代を問わず人々の心を捉え、生活の彩りと日々の活力を生み出している。さらに、AI等のデジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつある。これらは、我が国における文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを表している。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の世界的な感染拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなった。こうした未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された。我が国においても、文化芸術の灯を消さず、人々の心を平静かつ豊かに保つため、音楽・演劇・舞踊等の舞台芸術をはじめとして多くの文化芸術活動を支援し、次世代への継承に取り組む努力が続けられている。

文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。



文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)

—価値創造と社会・経済の活性化—(令和5年3月24日閣議決定)より抜粋





2 文化庁 文化芸術推進基本計画(第2期)より —第3 文化芸術施策の中長期目標

中長期目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標2 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標3 心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。





3 富士見市の状況

(1) 市民と市が協働で行う文化芸術活動(実行委員会事業)

① 富士見市民文化祭



市民文化祭は、市民の文化創造活動を推進し、市民相互の文化交流を図るために、富士見市文化協会、富士見市美術協会、富士見市音楽連盟、富士見市民謡連盟が実行委員会を組織して、毎年秋に富士見市民文化会館キラリ☆ふじみを会場として開催し、様々な舞台発表や作品展示を行う、市を代表する文化芸術の祭典です。

市民による芸能発表(日舞・民舞・詩吟・フラダンス・邦楽・民謡など)、音楽

発表(コーラス・器楽演奏など)、各種作品展示(絵画・書道・写真・陶芸・工芸・手芸・生花など)及び茶道、将棋大会を行っています。

令和5年度には、市民文化祭60回目の開催を記念して記念式典を開催し、舞踊、小学校合唱部による合唱、市民60名及び市内出身者を含むソリスト4名によるベートーヴェン作曲「交響曲第九番」の合唱が披露されました。

令和元年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会
(来場者数3,412名、出展者数277名)

令和2・3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会
(来場者数2,866名、出品・出演者数784名)

令和5年度： 展示発表、芸能発表、民謡大会、市民美術展、市民音楽祭、将棋大会、
第60回記念式典(来場者数6,083名、出品・出演者数865名)

② 富士見市舞台芸術鑑賞会

市民の感性及び創造性を高め、豊かな心を育むとともに、子どもたちに優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供するために、市民・市内団体などで構成された「富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会」が平成29年に発足し、多様な文化芸術事業を展開してきました。

会場に招待した、多くの小中学生や保護者からは気軽に貴重な文化芸術に触れられると好評であり、文化芸術の裾野を広げる取り組みとなっています。





- 令和元年度： 東京都交響楽団 オーケストラ公演(来場者数349名)
 令和2・3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
 令和4年度： 松竹歌舞伎舞踊公演、朗読劇「家族草子」公演
 ※市制施行50周年記念事業(来場者数592名)
 令和5年度： 「enra」公演(来場者数536名)



令和5年9月10日実施 「enra」公演

③市制施行50周年記念事業

ア 富士見市舞台芸術鑑賞会 令和4年度松竹歌舞伎舞踊公演

市制施行50周年記念として「令和4年度松竹歌舞伎舞踊公演」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、中村芝翫氏が舞台上で口上を行う「御挨拶」、舞踊が中心で出演者の発声が少ない「操り三番叟」「連獅子」が披露されました。新型コロナウイルス感染症対策で公共施設の利用制限が実施されて以降、市主催または市が事務局として関わる文化芸術事業として初めて、会場の収容率を100%に戻して開催した事業となりました。

日時： 令和4年7月28日(木) 午後2時開演(午後1時30分開場)
 場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール
 出演： 中村芝翫、中村橋之助、中村福之助、中村歌之助、中村松江 ほか
 演目： 御挨拶、操り三番叟、連獅子
 製作： 松竹株式会社
 来場者数： 592名





イ 富士見市舞台芸術鑑賞会 朗読劇「家族草子」公演



SMAP の「青いイナズマ」「Shake」等を作詞した作詞家・小説家の森浩美氏が手掛ける、朗読劇「家族草子」の公演とワークショップを実施しました。「家族草子」とは、芝居と朗読をミックスした新しいスタイルのエンターテインメントで、家族を題材としたストーリーを展開し、誰もが経験していく日常の一コマを温かく描いています。

公演は1作約50分で、テレビドラマ1本と同程度とするなど、多くの方が親しみやすいように工夫がされています。

公演の前日には小中学生とその保護者に向け、出演者の方々によるワークショップを実施しました。ストレッチや実際の台本を使った出演者からの演技指導などにより、参加者の皆様に演じる楽しさを実感してもらいました。そして、翌日の公演では、参加者の皆様も観覧し、プロの技術や朗読劇の魅力を実感できるイベントとなりました。



ワークショップ参加者を含め、公演を観覧した参加者からも、感動の声や家族の繋がりを改めて考えたいとの声をいただきました。

日時： 令和4年11月26日(土)ワークショップ(2回)
27日(日)公演(4回公演)

場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

委託： 有限会社森浩美事務所

演目： 後出しジャンケン、イキヌクキセキ

来場者数： 227名





ウ FUJIMI☆音楽祭 ～キラリ☆カガヤク 2DAYS!!～

文化芸術活動に取り組む市民で組織した実行委員会主催による、市内外で広く活躍する市民や、プロのアーティストによる2日間の音楽祭を開催しました。武蔵野音楽大学によるウインドコンサート、富士見市在住ヴァイオリニスト桐山建志氏と NHK・FM にも出演するチェンバロ奏者大塚直哉氏によるバロック音楽コンサート、国際的に活躍するピアニスト宮本貴奈氏によるジャズライブ、富士見市文化芸術アドバイザー北原幸男氏指揮のもと日本フィルハーモニー交響楽団が演奏するオーケストラ公演や市民合唱団によるベートーヴェン作曲の第九合唱など、市にゆかりのあるアーティストも交え豪華なコンサートが行われました。



また、マルチホールでは、公募により決定した出演者による様々なジャンルのコンサートが行われたほか、アトリエ等では、音とからだ・音とことばを学ぶ体験型のワークショップが開催され、子どもから大人まで、音楽を通じてダンスなど様々な分野への興味関心を広げる機会となりました。

さらには、音楽祭を気軽に楽しんでもらうためにキッチンカーの出店もあり、イベントを盛り上げるなど、すべての世代が楽しめるイベントとなりました。



日 時： 令和4年11月19日(土)、20日(日)

場 所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

出 演： 北原幸男(指揮)、日本フィルハーモニー交響楽団、宮本貴奈(ピアノ)、桐山建志(ヴァイオリン)ほか

演 目： オープニング「バロックの愉しみ」、ウインドコンサート「吹奏楽ってカッコイイ!」、キラリ☆カガヤク～FUJIMI MUSIC SHOWCASE～、ナイトセッション「Wonderful World ジャズライブ」、キッズコンサート「ムジカベベふじみ」、フィナーレ「Around The World 音楽 de 世界一周」

来場者数： 延べ 1,852 人





(2)市が行う文化芸術事業(市主催事業)

① 地域コンサート

市民の方々に、生活に身近な場所で文化芸術を感じてもらい、また普段コンサートホールに行くことが難しい年配の方や小さな子どもを連れた方にも音楽を聴いてもらうため、市内各所でコンサートを開催しています。

市民の方々が日常生活の中で文化芸術に触れることで、感性が豊かになり、心にやすらぎが生まれるなど、市内における文化の広がりにも繋がっています。令和5年度には市の友好姉妹都市であるセルビア共和国シャバツ市との交流がきっかけとなり、セルビア出身のサックス奏者、マルコ・ジョンバ氏のコンサートを開催しました。



令和6年2月25日実施
マルコ・ジョンバ氏(右)とシルヴィア・季実子・クルツ氏

令和元～3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 出演 東邦音楽大学OBOG／トロンボーン、パーカッション
会場 東武東上線鶴瀬駅 (来場者数 2回延べ約100名)

令和5年度： 出演 マルコ・ジョンバ／セルビア出身サックス奏者
シルヴィア・季実子・クルツ／ドイツ出身ピアノ奏者
会場 鶴瀬コミュニティセンターホール (来場者数 約150名)

② 自衛隊音楽隊コンサート



令和5年8月9日実施 ※隊長・隊員は当時在籍のメンバー
出演：陸上自衛隊第1師団第1音楽隊

市民に優れた音楽を提供することを目的に、陸上自衛隊音楽隊に依頼し、キラリ☆ふじみで実施しているコンサートです。

平成24年度の市制施行40周年記念事業及び翌年平成25年度に開催したところ、市民の皆様から大変好評をいただきました。そのため、平成27年度からは継続的に開催しています(平成31年度は自衛隊





音楽隊の予定が合わなかったため、埼玉県警察音楽隊コンサートを開催しました。

コンサートのほか、市内中学校吹奏楽部の生徒が音楽隊員から直接話を聞いたり、楽器演奏のアドバイスをもらったりするワークショップを行っています。

令和元年度： 出演 埼玉県警察音楽隊&カラーガード隊 (来場者数463名)

令和2・3年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和4年度： 出演 陸上自衛隊第1師団第1音楽隊 (来場者数685名)

令和5年度： 出演 出演 陸上自衛隊第1師団第1音楽隊 (来場者数705名)

③ 子ども文化芸術大学☆ふじみ



子どもたちの豊かな感性や創造性、表現力を育むことを目的として、市内小学生4～6年生を対象に、普段学校や家庭ではなかなかできない「ホンモノ」に触れる体験を提供しています。

参加した小学生や保護者からは、「楽しかった」「普段できない体験ができた」などの意見をいただくなど、毎回好評です。また、市ゆかりのアーティストに講師を依頼することで、アーティストの活躍の場ともなっています。

令和5年9月24日実施
消しゴムはんこを作ってみよう！

令和元年度： ダンス、声優体験、声楽、落語、演劇 (受講生30名)

令和2年度： 消しゴムはんこ (※オンライン講座動画再生回数55回)

令和3年度： バイオリン、演劇、ダンス (受講生16名)

令和4年度： 打楽器、バイオリン、将棋、ダンス、演劇 (受講生20名)

令和5年度： 打楽器、将棋、消しゴムはんこ、ダンス、演劇 (受講生14名)





④ 市制施行50周年記念事業

市制施行50周年を迎えるにあたり、市民とともに周年を祝い、楽しむ事業を開催しました。これらの周年事業開催により、多数の来場者が文化芸術に触れることで、市の文化芸術の裾野が広がりました。

ア 令和3年度

➤ 富士見ファンファーレの公募、採用曲の決定

公募により市オリジナルのファンファーレ「富士見ファンファーレ」を決定し、市を代表する楽曲として、広く長く活用をするための事業です。富士見ファンファーレの公募にあたっては、市内中学校の吹奏楽部も演奏できるよう、難易度を中学生が演奏可能な程度とし、市内中学校吹奏楽部で一般的に使用されている楽器を使った楽曲とすることを条件としました。

市内外から応募のあった全36曲について、富士見市文化芸術アドバイザー北原幸男氏を委員長とする選考委員会において、選考を実施しました。

その結果、当時県内在住の高校生であった國分大悟さんが作曲した「市制施行50周年記念への祝典序曲」が採用曲に選ばれました。

採用曲：市制施行50周年記念への祝典序曲

作曲者：國分 大悟



イ 令和4年度

➤ 富士見ファンファーレのお披露目(市制施行50周年記念式典)



4月10日(日)に開催された市制施行50周年記念式典において、富士見ファンファーレ「市制施行50周年記念への祝典序曲」が初お披露目され、華々しく式典のオープニングを飾りました。

指揮は北原幸男氏が務め、富士見市民吹奏楽団が演奏しました。演奏には、勝瀬中学校吹奏楽部の生徒や、作曲者





である國分大悟さんも参加しました。楽曲を披露した後には國分さんが楽曲に込めた思いも発表され、楽曲をとおした平和への願いを会場で実感する機会となりました。

▶ 吉本新喜劇富士見市公演

吉本興業所属の芸人による吉本新喜劇と、漫才が楽しめる公演を開催しました。公演には富士見市PR大使である板倉俊之氏も登場し、会場を盛り上げました。



また、吉本新喜劇に出演する市民を公募したほか、事前に実施した漫才コンビ「天狗」による「お笑いワークショップ」に参加した小学生がステージ上で漫才を披露しました。ワークショップでプロのお笑い芸人による指導を受けステージで披露したり、普段テレビでみる吉本新喜劇へ参加したりなど、市民参加者の方々には貴重な経験となり、観客も一体となって、温かさや笑いに包まれたイベントとなりました。

日時： 令和4年9月18日(日)午後3時開演

場所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール

出演： 板倉俊之(富士見市PR大使)、川畑泰史、青野敏行、未知やすえ、
安尾信乃助、山田花子、諸見里大介、天狗、レギュラー、2丁拳銃ほか

演目： 漫才、吉本新喜劇

来場者数： 580名

▶ NHK 全国放送公開番組「ブラボー！オーケストラ」

「ブラボー！オーケストラ」は、NHK-FM 放送のラジオ番組です。市民の皆様にはプロのオーケストラによる演奏をお楽しみいただくとともに、シンフォニーの魅力や楽しさを伝えるために、公開収録をキラリ☆ふじみで開催しました。

3月8日の国際女性デーにちなみ、女性の指揮者やソリストが出演し、また女性作曲家であるクララ・シューマンの楽曲を演奏する、魅力あふれる催しとなりました。





日 時： 令和5年2月19日(日)午後3時50分開演(午後3時開場)
 場 所： 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ メインホール
 出 演： 齋藤 友香理(指揮)、伊藤恵(ピアノ)、東京フィルハーモニー交響楽団
 主 催： NHKさいたま放送局、富士見市
 曲 目： ピアノ協奏曲 イ短調作品7／クララ・シューマン
 「カルメン」組曲 第1番・第2番／ビゼー
 「アルルの女」組曲 第2番から「ファランドール」／ビゼー ほか
 来場者数： 585名

⑤ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金

市民が実施する、地域に根差した文化芸術を振興する活動や文化芸術による新たな魅力創出と地域活性化に寄与する活動など、成果が広く市民に波及することが期待できる文化芸術活動を支援する制度です。令和3年度から文化振興基金を活用し、本制度

を開始しました。

文化芸術によるまちづくり事業として採択された事業には、市の予算の範囲内において、事業の実施に係る経費を上限額20万円で補助しています。



令和6年3月10日実施 富士見民謡フェスティバル

令和3年度：実施事業数4件

富士見市民音楽祭、吉田峯男ギター演奏と弾き語りコンサート、Machi Con. Fujimi2021、オペラ鑑賞講座

令和4年度：実施事業数3件

富士見オータムコンサート2022、あおぞらワッペンおやこコンサート、チェロとピアノによる魅惑の競演と市民聴衆によるチェロの演奏体験

令和5年度：実施事業数2件

子どもミュージカル SKY プレゼンツ 体験型ワークショップとオリジナルミュージカル鑑賞♪、富士見民謡フェスティバル





⑥ 文化芸術職員研修(市職員向け研修)

富士見市文化芸術アドバイザーである平田オリザ氏に講師を依頼し、講演を通じて、地方自治体の文化行政の意義や在り方などについて考える機会を提供し、さらにワークショップによって、市役所職員にとって欠かせないコミュニケーション能力の向上をめざすため、本研修を実施しています。



令和元年度： 演劇ワークショップ「対話劇をつくろう」 (参加者数36名)

令和2年度： 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

令和3年度： 講義「劇場の公共性と地方自治体が果たすべき役割
～これからの文化行政とは～」(参加者数24名)

講話／キラリ☆ふじみ館長 松井憲太郎氏

令和4年度： ワークショップ「演劇から学ぶ現代社会人のためのコミュニケーション」、
講義「文化行政の役割」 (参加者数30名)

令和5年度： ワークショップ「演劇から学ぶ現代社会人のためのコミュニケーション」、
講義「文化行政の役割」 (参加者数30名)

⑦ 公共施設での市民による文化芸術活動



市内には、市民のコミュニティ活動や生涯学習の推進などを目的として、公民館(4館)や交流センター(2館)、コミュニティセンター(2館)、ピアザ☆ふじみ、資料館(2館)、図書館(3館)が設置されています。

それぞれの施設では、市民の団体やサークルによる豊かな文化芸術活動が活発に行われています。

公民館や交流センターなどでは、楽器演奏や合唱活動、ダンス、演劇、陶芸創作など、自己実現に向けた多彩な文化芸術活動が地域に根を張っています。

活動の成果発表や交流の機会としては、鶴瀬公民館まつり、南畑ふるさと祭り、水谷文化祭、水谷東文化祭、鶴瀬西交流センターフェスティバル、ふじみ野文化祭、針ヶ谷・みずほ台合同文化祭などの取り組みが各地域で開催されています。

これらの取り組みは、各施設で活動する団体やサークルの代表が実行委員会を組織し





て開催しています。また、市民と市の協働による事業として定着しており、市の文化芸術の土壌を地域から支える基盤となっています。





(3) 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、市の文化芸術を発信する拠点として平成14年11月にオープンし、約800席のメインホールをはじめ、約250席の可動式座席を有するマルチホール、音楽活動・ダンス・バレエなどの練習に適したスタジオ(4部屋)、絵画・作品などを展示することのできる展示室など、地域の優れた文化芸術活動の拠点施設として活用されています。

キラリ☆ふじみ基本理念

1. ひとづくり

子どもの頃から文化に親しみ、生涯を通して文化活動に参加・参画できる体系的環境を整備し、文化の土壌となる人材を育成する。

2. まちづくり

地域活動を中心に、みんなが集まり、交流し、一緒になって文化を生み出す環境をつくりあげる。

3. 未来づくり

富士見の環境から生まれるオリジナルな文化を積み上げた「富士見ブランド」を築き上げ、生きがいのある豊かな生活文化都市を実現する。

①事業・運営管理の基本方針

ア 事業の特色

キラリ☆ふじみの主催事業では、市民の文化芸術活動を館が支援することにより、市独自の文化を築いていくことを目指しています。事業は、「公演(創造)事業」、「教育普及事業」、「市民交流・支援事業」、「地域活性化に関する事業」の4つの目的に大別されています。

ホール事業として一般的な「公演(創造)事業」に加え、市民が日常的に文化に関わることを目指した、「教育普及事業」「市民交流・支援事業」「地域活性化に関する事業」も積極的に行っています。また、公立劇場の機能として重要な創作活動を積極的に展開しています。

イ 運営管理の特色

キラリ☆ふじみは、これまで指定管理者「公益財団法人キラリ財団」(平成25年2月までは「財団法人富士見市施設管理公社」)による運営管理が行われています。キラリ財団の文化芸術に関する専門知識や舞台運営管理の技術に加え、我が国を代表するアーティストとのネットワークをもった職員により、優れた劇場運営のマネジメントが





行われ、全国的にも高い評価を得ています。また、利用者の方々に安心してご利用いただくため、施設利用料を安価に設定するなど、利用者本位の細かい料金体系が利用者からも支持されています。

②キラリ☆ふじみの特色ある取り組み

ア 市民協働による運営、市民参加による事業

市民による事業企画から運営まで、総括的に支援する市民組織である「キラリ☆ふじみ事業運営サポート委員会」や、キラリ☆ふじみを支えるボランティア「キラリスト」が、チケットのもぎりや客席案内を担当するなど、多くの市民が主体的にキラリ☆ふじみの運営に関わっています。このように舞台の上だけではなく、スタッフとしても市民がかがやく劇場として親しまれています。

また、市民参加による事業として、「キラリ☆かげき団」による創作活動が挙げられます。キラリ☆ふじみ開館5周年記念として、平成18年に公募市民で結成されて以来、現在も活発な活動が続けられています。毎年公演を行い団員の成果を披露するとともに、芸術監督白神ももこ氏と連携したキラリ☆ふじみ開館20周年記念事業「モガ惑星」に出演したほか、日本語オペラを上演する劇団「オペラシアターこんにゃく座」と連携した公演などを行っています。



ランチタイム in カスケード de コンサート

市民や利用者に発表の場を提供する取組としては、令和3年度から、ランチタイム in カスケード de コンサートを開催しています。コンサート出演者はキラリ☆ふじみの利用者であり、地域で活動するアーティストと市民とを繋ぐ場ともなっています。

文化会館を拠点として、市民とともに地域資源を活かし大切にしながら地域独自の文化芸術を創り上げるこの

取組は、全国的にも高く評価されています。

令和5年10月24日に、公益社団法人全国公立文化施設協会から発出された「劇場、音楽堂等における指定管理者制度運用への提言」においては、「市区町村立施設の役割」として、「地域とより密接な関係を確保できる拠点であり、地域の課題や関心事等の把握がしやすい」利点を挙げ、「企画制作公演、ワークショップ、地域へのアウトリーチ活動、国際交流や共生社会に向けた社会包摂活動等に積極的に取り組んでいる」施設もあることを指摘しています。そのうえで、「設置目的や施設特性、地域の文化的なニーズ等を踏まえて、現場主義で地域内の文化・教育・医療・福祉・観光等関連諸施設、





近隣や隣接する他市区町村立の劇場、音楽堂等、地域のアーツカウンシル、アート系NPO、文化団体、教育・福祉団体等とも積極的な連携を図ることが求められる」と提言がなされていることから見ても、キラリ☆ふじみの取組は市立文化会館として担うべき役割を果たしていることがわかります。

イ 芸術監督制度

優れた舞台芸術を多くの方にお届けするため、キラリ☆ふじみでは、開館以来、人口10万人規模の自治体が運営する公共劇場としては全国の先駆けとなる「芸術監督」制度を導入しプロデュースを行っています。

劇作家・演出家として、日本演劇界の牽引者でもある平田オリザ氏が初代芸術監督を務めたことを皮切りに、現在5代目芸術監督である振付家・演出家・ダンサーの白神ももこ氏に至るまで、オリジナリティのある舞台作品を創造し、発信してきました。



白神 ももこ氏

歴代芸術監督

平成16年4月～平成19年3月

平田オリザ氏(劇作家・演出家)
(平成14～15年は演劇プロデューサー)

平成19年4月～平成22年3月

生田萬(劇作家・演出家)

平成22年4月～平成31年3月

多田淳之介(演出家)

令和 元年4月～令和 3年3月

白神ももこ(振付家・演出家・ダンサー)、
田上豊(劇作家、演出家)

令和 3年4月～

白神ももこ(振付家・演出家・ダンサー)

ウ 芸術監督制度とオリジナル作品の制作・発信



令和5年7月8・9日実施 サークス・バザール
撮影：大屋 美礼

キラリ☆ふじみでは個性あふれる多彩な創作活動を展開しています。その活動を主導する芸術監督の存在は大きく、市民の方々とともに協働しながら、数々の事業の創作にあたっています。

こどもステーション plus、ダンスカフェ、サーカス・バザール、ふじみ大地の収穫祭、キラリかけき団公演、モガ惑星など、来場者が一緒に体験し、文化芸術に親しみを持てる事





業となっています。

令和3年度には、これまでの芸術監督との関連企画として、令和元年から白神氏と一緒にキラリ☆ふじみ初の芸術監督2人体制を築いた田上豊氏、平成30年度まで芸術監督を務めた多田淳之介とともに、「キラリンクプログラム Vol.1 芸術監督3人いる！企画『Are You Heroine?ん?』」を開催しました。随所に、3人の芸術監督の個性が見られ、新型コロナウイルス感染症対策期間の間ではあったものの、多くの来場者が、芸術監督の世界をたっぷり味わった事業となりました。

また、市内・近隣で活動続ける個人・団体の支援として、キラリ☆ふじみ陶芸展、絵画大作展、華大作展などを開催し、文化事業を通じて、人と人を繋げる取組を進めています。

また、ららぽーと富士見と連携した、キラリ☆ふじみ主催事業のチケット料金優待など、近隣施設と協力した文化芸術の裾野を広げる取組も行われています。



令和4年8月27・28日実施 モガ惑星[ドーシてもソラミ編]
撮影：三浦 麻旅子

エ 芸術家とのコラボレーション

キラリ☆ふじみでは、市内で身近に質の高い文化芸術作品を楽しんでいただくため、様々な芸術家と連携した事業を開催しています。

▶ クラシック音楽

トッパンホールのプロデューサー西巻正史氏が企画するクラシックコンサートを毎年開催しています。同氏が若手アーティストを起用したキラリ☆ふじみのためのプログラムを構成しており、多くの観客から好評の声があがっています。当コンサートの出演者がのちに国際音楽コンクールで優勝するなど、優れた演奏家を間近で見ることができる貴重な機会となっています。

令和元年度：出演 島田彩乃、橘高昌男、原嶋唯、瀬崎明日香、渡邊ゆづき、土岐祐奈、田原綾子、笹沼樹
(来場者数98名)

令和2年度：出演 毛利文香、東亮汰、田原綾子、笹沼樹、大崎結真、原嶋唯
(来場者数204名)



第2部



令和3年度:出演 毛利文香、田原綾子、笹沼樹、佐野央子、兼重稔宏
(来場者数136名)

令和4年度:出演 周防亮介、小川恭子、田原綾子、笹沼樹、兼重稔宏、金子三勇士
(開館20周年記念として2回開催 来場者数延べ493名)

令和5年度:出演 小川恭子、大塚百合菜、田原綾子、笹沼樹、兼重稔宏、實川風
(来場者数214名)

➤ 能



令和4年9月23日実施 キラリ☆ふじみ薪能
撮影:松本 和幸

能では、能楽シテ方喜多流能楽師である塩津圭介氏との連携による取組を行っています。塩津氏は、学校へのアウトリーチ事業で、小中学生への指導を長年にわたり続けてきました。能楽の楽器に実際に触れリズムを取る体験、能面を実際につける体験など、児童生徒が貴重な機会を得る場となっています。また、令和4年度のキラリ☆ふじみ開館20周年記念の際には、「キラリ☆ふじみ薪能」が行われました。荘厳な能

と狂言を間近で見られる貴重な機会に多くの方の関心が寄せられ、当日はたくさんの来場者でにぎわいました。

令和4年度:キラリ☆ふじみ薪能

演目 おはなし～初めて能をご覧になる皆様へ～

火入れの儀、舞囃子^{とおる}「融」、狂言^{もらいむこ}「貰^ふ聲」、能^{ふなべんけい}「船弁慶^{しんのでん} 真ノ伝」

(来場者数476名)

➤ 狂言

狂言では、和泉流狂言師野村万作氏や野村萬斎氏をはじめとする万作の会により、毎年公演が実施されています。平成23年1月、初回の演目「末広かり」「悪太郎」を皮切りに、数多くの演目が披露されています。公演の前には、萬斎氏が見どころや演目の解説を行い、狂言を初めて観る方にもわかりやすいよう工夫がされています。また、令和元年度の公演、令和3年度の公演からは、野村万作氏、野村萬斎氏、野村裕基氏と親子三代の共演となり、幅広い世代からますます大きな関心が寄せられています。



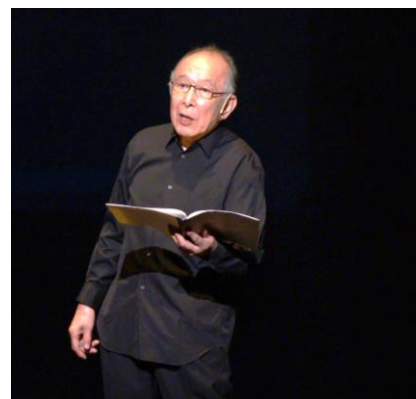
第2部



令和元年度:「^{かぎゅう}蝸牛」「^{はなおり}花折」 (来場者数609名)
令和2年度:「入間川」「魚説法」「仁王」 (来場者数385名)
令和3年度:「磁石」「弓矢太郎」 (来場者数329名)
令和4年度:「キラリ☆ふじみ薪能」において、狂言「^{もらいむこ}貰簀」を上演
令和5年度:「昆布売」「成上り」「鈍太郎」 (来場者数498名)

朗読

日本の現代演劇を代表する俳優、橋爪功氏によるキラリ☆ふじみオリジナルの朗読企画を、平成23年から毎年実施しています。シンプルなセットや照明を背景に、橋爪氏が創り上げるダイナミックな世界を直接感じることができる舞台です。作品に登場する複数の役を橋爪氏が一人で演じるなど、文字で目にする本の世界を目と耳でよりわかりやすく感じることができます。



撮影：松本 和幸

令和元年度: 「長い暗い冬／曾野綾子」「夜のアポロン／皆川博子」
(来場者数460名)
令和2年度: 「神無月／宮部みゆき」「約束／鷺沢萌」
(来場者数226名)
令和3年度: 「仕事ください／眉村卓」「鼠小僧次郎吉／芥川龍之介」
(来場者数272名)
令和4年度: 「サラサーテの盤／内田百閒」「久助君の話／新美南吉」「うそ／新美南吉」
(来場者数249名)
令和5年度: 「あくる朝の蝉／井上ひさし」「チョウチンアンコウについて／梅崎春生」
(来場者数189名)

演劇

劇作家・演出家の永井愛氏が主宰する劇団「二兎社」による公演を実施しています。キラリ☆ふじみで「二兎社」全国ツアーの舞台稽古と初日公演を行うことも多く、キラリ☆ふじみを有効にご活用いただいています。



令和6年2月25日実施 「パートタイマー・秋子」





令和元年度:	「私たちは何も知らない」	
	出演 朝倉あき、藤野涼子、大西礼芳ほか	(来場者数339名)
令和2年度:	「ザ・空気 ver.3 そして彼は去った…」	
	出演 佐藤B作、和田正人、韓英恵ほか	(来場者数347名)
令和3年度:	「鷗外の怪談」	
	出演 松尾貴史、瀬戸さおり、木野花ほか	(来場者数339名)
令和4年度:	「歌わせたい男たち」	
	出演 キムラ緑子、山中崇、相島一之ほか	(来場者数465名)
令和5年度:	「パートタイマー・秋子」	
	出演 沢口靖子、生瀬勝久、土井ケイトほか	(来場者数732名)

オ 学校へのアウトリーチ事業



例年、各学校の希望に応じてアーティストが出張し、優れた文化芸術体験を届けるアウトリーチ事業を実施しています。能、狂言、音楽、演劇等多様なジャンルで開催し、児童生徒が様々な文化芸術に触れる機会になることなどから、学校からも貴重な体験ができる取組として評価されています。

令和元年度:	能、音楽表現、狂言、演劇	(市内小中学校延べ12校 参加者数1,386名)
令和2年度:	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
令和3年度:	能	(市内小学校2校 参加者数177名)
令和4年度:	音楽、能、狂言、演劇	(市内小中学校延べ10校 参加者数延べ1,202名)
令和5年度:	能、音楽、狂言	(市内小中学校延べ7校 参加者数延べ632名)

③ 市民文化会館キラリ☆ふじみ開館20周年記念事業の開催

令和4年度に、市民文化会館キラリ☆ふじみは開館20周年を迎えました。キラリ☆ふじみをより多くの方に知っていただけるよう、様々な周年記念事業を開催しました。





ア 記念式典及び北川暁子ピアノリサイタル

令和4年11月5日(土)記念式典とピアノリサイタルを開催しました。

記念式典では、キラリ☆ふじみのこれまでの事業を紹介するとともに、自主事業で関係を創り上げてきた野村萬斎氏、橋爪功氏からのコメント動画も放送されました。これまで多くの方々に親しまれてきたキラリ☆ふじみが、今後も創作などを通じて発展していく未来を、改めて来場者の方々が実感できる式典となりました。

また、式典後は、市内在住のピアニスト北川暁子氏によるピアノリサイタルを開催しました。北川氏には、メインホールのグランドピアノ「スタインウェイ」を開館時に導入するにあたり、ピアノ1台1台で異なる個性を実際に弾き比べながら、選定していたくなど、開館当初からご指導いただいています。



令和4年11月5日実施 キラリ☆ふじみ開館20周年記念式典

現在に至るまで、多くの方の演奏により響きがさらに洗練され、皆様から愛されるピアノとなりました。そのピアノで北川氏が演奏することで、これまでのキラリ☆ふじみの歴史と文化芸術の素晴らしさを改めて感じる事業となりました。

イ その他の開館20周年記念事業

多くの市民の方々とともに、当市の文化芸術振興の蓄積を活かした多彩な事業を展開しました。





富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館20周年記念事業

事業名	開催日	参加者数	事業内容
キラリ☆風流寄席 ～令和落語新時代!!“新作”と“古典”で キラリ☆ふじみの高座に火花を散らす!!～	6/25	186 名	事業運営サポート委員と共同で企画し上演する、キラリ☆ふじみオリジナル寄席公演。新作と古典を織り交ぜた番組構成で上演した。
芸術監督企画 モガ惑星 宇宙は遠い記憶のおんがくかい [ドーシてもソラミミ編]	8/27-28	346 名	白神ももこ芸術監督の総合演出により、ホルスト作曲の組曲「惑星」をベースに、多様なジャンルのアーティストにより 2 年にわたり創作する音楽会。昨年度の続編を創作上演。
キラリ☆ふじみ薪能	9/23	476 名	キラリ☆ふじみ開館 20 周年を記念してお贈りする「キラリ☆ふじみ薪能」。 特設能舞台での上演を予定していたが、雨天のためメインホールにて上演。
デフ・パペットシアター・ひとみ 『百物語』	12/24-25	204 名	日本で唯一ろう者と聴者が協力して創作活動を行っているデフ・パペットシアター・ひとみによる公演。芸術監督の白神ももこが演出・構成をつとめた。
ニューイヤーコンサート 2023 時空を超えて、音楽と旅する	1/22	213 名	トッパンホールのプロデューサー西巻正史がキラリ☆ふじみのために企画した、オリジナルのクラシックコンサート。開館 20 周年を記念し、2 本のオリジナルコンサートを開催。
金子三勇士ピアノ・リサイタル 2023 原点から頂きへ	2/4	280 名	
サーカス・バザール	7/9-10	2,688 名 有料公演 1,360 名	市内の農作物や特産品を扱うバザールの中でサーカスや大道芸の芸人たちが多種多様なパフォーマンスを繰り広げるイベント。
第 5 回ふじみ大地の収穫祭	11/23	1,083 名	市内で穫れる食材を活かした食べものや、芸能をとりそろえ、〈ごちそう屋台〉〈にぎやか舞台〉〈ふれあい広場〉と 3 つのブースで祭りを開催した。今回は市の農業、その中でも米に焦点を当てて開催した。
キラリ☆かげき団第 16 回公演 『がちゃぼこ！かげき団・賢治の広場』 —コミックオペレット「饑餓陣営」と SONG&STORY「いちょうの実」—	3/11-12	343 名	結成 17 年目を迎えたキラリ☆かげき団による公演。白神ももこ芸術監督が創作に初参加しての上演。





(4) 公共施設の文化芸術事業

公民館・交流センターなどの公共施設では、地域の実情に応じた教育、学習及び文化に関する各種事業を実施し、市民の学習・文化活動の向上や健康の増進、やりがいや生きがい、仲間づくりなどを推進しています。

【具体的な取り組み例】

- 公民館・交流センターをはじめとした生涯学習・社会教育関連施設では、様々な文化芸術に関する講座やイベントなどを行い、市民の活動を育み支援をしています。子どもから高齢者まで生涯にわたる学習・文化活動を支援し、幅広い世代の繋がりを築く取り組みをすすめています。
- 市民の文化芸術活動を支えるため、団体やサークルの活動の場として施設を提供しています。
- 公民館では、市内の子どもに関わる団体を実行委員会として組織し、子どもの文化の伝承と活性化を目的とした子どもフェスティバルを開催しています。また、非核平和都市宣言を踏まえ、ピースフェスティバルをはじめとした平和の文化を育み広げています。ふじみ青年学級では、知的障がい者の学習・文化活動の機会として年間を通して取り組んでいます。
- 難波田城資料館の特別展示室・中央図書館展示コーナーは、市民の展示発表の場として、広く活用されています。
- 資料館では、地域の歴史・文化を守り、次世代に伝えていくために様々な講座や展示、イベントを開催し広く市民へ発信しています。
- 図書館では、名作映画会やおはなし会、ブックトーク、図書館ホールにおけるミニコンサートなど、様々な世代に向けた取り組みが行われています。
- 公共施設でのイベントや事業、団体及びサークル活動などの情報は、市のホームページや生涯学習ガイドブック、公民館だよりなどで発信されています。





(5)文化芸術アドバイザー

市民が文化芸術にふれ、心の豊かさを感じると共に、地域の活性化や魅力あるまちづくりをすすめるため、平成23年度に富士見市文化芸術アドバイザー制度を設けました。

宮内庁式部職楽部指揮者で武蔵野音楽大学教授、「キラリと輝く市民コンサート」やFUJIMI☆音楽祭のフィナーレの指揮などを務められた北原幸男氏(音楽部門)と、劇作家・演出家であり、初代富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ芸術監督の平田オリザ氏(演劇部門)の2名を委嘱し、有識者の立場から富士見市の文化芸術施策に対する提言を頂いております。



北原 幸男 氏



平田 オリザ 氏

(6)富士見市の文化財

富士見市の郷土芸能には、古くから春の豊作祈願、夏の悪疫退散、秋の収穫感謝などのために祭りが行われ、そこで奉納された里神楽、獅子舞、囃子^{はやし}が現在も残されています。その中には、始まりが江戸時代にさかのぼるものもあり、2組の獅子舞と5組の囃子^{はやし}は、市の指定文化財(民俗文化財)に指定されています。

市では、市民の理解を深めるため郷土芸能の紹介や発表の場を提供するとともに、市指定文化財の獅子舞と囃子^{はやし}の保存団体(7団体)で組織する富士見市文化財保存団体連絡協議会に対して補助金を交付し、郷土芸能の保存・継承と後継者育成のための支援に努めています。





富士見市の無形文化財一覧

種別	種類	名称	保存団体	指定年
民俗文化財	無形民俗	南畑八幡神社獅子舞	南畑八幡神社 獅子舞保存会	昭和58年
		鶴馬諏訪神社獅子舞	渡戸獅子会	平成元年
		勝瀬囃子	勝瀬囃子保存会	平成元年
		かみぐみはやし 水子上組囃子	水子上組囃子連	平成元年
		じょうした 水子城の下組囃子	水子城の下組囃子連	平成元年
		水子石井囃子	水子石井囃子保存会	平成元年
		なかみずこ 中水子囃子	中水子囃子保存会	平成元年

また、上記のお囃子^{はやし}を支える文化財に関わる方として、面師として活躍する三代目高倉左近氏が挙げられます。高倉氏は、埼玉県唯一の専門面師と言われており、神楽や囃子^{はやし}に使われる木彫り面、芝居や土産物などに使われる張り子面を作る職人です。月300枚近くのお面を製作し、市内の神楽や囃子^{はやし}はもちろんのこと、川越まつりや浅草など、全国津々浦々で高倉氏のお面が使用されるなど、広く地域の生活文化に根付いています。令和5年度には彩の国さいたま芸術劇場芸術監督企画の「埼玉回遊」でも回遊先として取り上げられました。



撮影：湯越 慶太
写真提供：彩の国さいたま芸術劇場

三代目 高倉左近氏プロフィール

本名、高野^{とある} 亨。市内でお囃子が盛んな水子地区に工房を構える。「高倉左近」を名乗り始めたのは初代の高野倉吉氏。姓と名から1文字を取り「高倉」、江戸時代の彫刻名人「左甚五郎」に近づけるよう「左近」としたのが始まり。





第2章 巻末資料

- 1 富士見市文化芸術振興条例
- 2 富士見市文化芸術振興委員会条例
- 3 富士見市文化芸術振興委員会名簿
- 4 富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱
- 5 文化芸術基本法
- 6 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 7 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 8 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
- 9 富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付要綱
- 10 富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱
- 11 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱
- 12 富士見市文化振興基金条例
- 13 富士見ファンファーレ「富士見市市制施行 50 周年への祝典序曲」楽譜

富 士 見 市 文 化 芸 術 振 興 条 例

平成 24 年 6 月 20 日

条例第 20 号

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又は発信することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境を整備し、その活動

を支える人材の育成を図るよう配慮する。

(4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。

(5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。

(6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。

(2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。

(3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。

(4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。

(5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する富士見市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

(富士見市文化芸術振興委員会)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、富士見市文化芸術振興委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術振興委員会条例

平成25年6月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市文化芸術振興条例(平成24年条例第20号)第9条第2項の規定に基づき、富士見市文化芸術振興委員会(以下「振興委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興委員会は、市長の求めに応じ、文化芸術の振興に関する施策について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 振興委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 文化芸術活動を行う団体の代表者

(3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 振興委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、振興委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 振興委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 振興委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 振興委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「振興委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 振興委員会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、振興委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が振興委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市文化芸術振興条例の一部改正)

2 富士見市文化芸術振興条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和2年12月22日条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

富士見市文化芸術振興委員会名簿

	役職	委員氏名	推薦母体など
1	委員長	多田 淳之介	文化芸術活動団体からの推薦者 (公益財団法人キラリ財団)
2	副委員長	水野 美代子	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市音楽連盟)
3		高野 昂子	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市文化協会)
4		峠 徳美	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市美術協会)
5		近藤 洋	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市民謡連盟)
6		山本 はるみ	文化芸術活動団体からの推薦者 (キラリ☆かけき団)
7		大沼 佳子	生涯学習関係団体からの推薦者 (富士見市生涯学習推進市民懇談会)
8		齊藤 七実	市内公立校長会からの推薦者 (富士見市校長会)
9		秋元 節子	青少年育成関係団体からの推薦者 (富士見市青少年育成市民会議)
10		星野 守	福祉(高齢者)関係団体からの推薦者 (富士見市コミュニティ大学運営役員会)
11		谷澤 昌宏	学校保護者関係団体からの推薦者 (富士見市PTA連合会)
12		山崎 歩美	市民
13		池嶋 敏行	市民(公募)
14		千葉 純平	市民

順不同

富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市文化芸術振興条例(平成24年条例第20号。)に基づく文化芸術の振興を図るため、富士見市文化芸術振興庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、文化芸術の振興に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、文化・スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	文化・スポーツ振興課長
委員	秘書広報課長
	政策企画課長
	シティプロモーション課長
	ふじみ野交流センター所長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	障がい福祉課長
	産業経済課長
	都市計画課長
	生涯学習課長
	学校教育課長
	鶴瀬公民館長
	水子貝塚資料館長

文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)

改正 平成二十九年六月二十三日文化芸術振興基本法

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)

第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、こ

これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う

者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する

活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項 に規定する風俗営業又は同条第五項 に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十七号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造

することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進する

ため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

る。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十八号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画(第七条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第八条—第十八条)

第二節 地方公共団体の施策(第十九条)

第四章 国際文化交流の祭典推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

第三条 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。
- 二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。
- 三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。
- 四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。
- 五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画

第七条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

二 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第八条 国は、大規模祭典(第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。)の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

第九条 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

第十条 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

第十一条 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典を実施する者の海外との交流等)

第十二条 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携)

第十三条 国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

(情報の収集等)

第十四条 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

第十五条 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加の促進等)

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

令和3年3月24日

告示第108号

改正 令和4年3月14日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術及びスポーツの推進を図るため、全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会等)

第2条 奨励金の交付対象となる大会等は、広く出場者を募り、地方予選を経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により選抜され出場する関東大会以上の文化芸術又はスポーツの大会等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国若しくは地方公共団体又は市長が認める公益法人その他これに類する団体が主催する大会等であって予選会、選考会等を経て選抜された個人又は団体を対象として行われるもの

(2) その他市長が適当と認める大会

(令4告示79・一部改正)

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、前条に規定する大会等に出場登録された個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 出場者のうち市内に住所を有する者が1名以上含まれる団体

(3) 市内に存する小学校、中学校又は特別支援学校に通う児童又は生徒

(4) その他市長が認める者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、別表に掲げる大会等の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 市長は、同一の交付対象者が同一の大会等において個人及び団体として、いずれにも出場するときは、個人としての出場に対してのみ奨励金を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会等の出場が決定した日から当該大会等が終了した日以後30日までの間に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の開催要項
- (2) 対象者の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- (3) 予選会の成績又は選考会を経たことを証する書類及び出場登録名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(結果報告書の提出)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金に係る大会等が終了した日以後30日以内に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付に係る結果報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の出場名簿の写し
- (2) 出場した大会等の結果がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 当該奨励金に係る大会等に出場できなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の取消しの通知は、富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(令4告示79・全改)

(奨励金の返還)

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により交付決定の取消しをしたときは、既に交付した奨励金の返還を求めるものとする。

(令4告示79・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令4告示79・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見市スポーツ大会出場選手等奨励金交付要綱の廃止)

2 富士見市スポーツ大会出場選手等奨励金交付要綱(平成11年告示第118号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月14日告示第79号)

この告示は、令和4年3月15日から施行する。

別表(第4条関係)

大会区分	奨励金の額(1人又は1団体につき)	
	個人	団体
関東大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
全国大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
国際大会	30,000円	30,000円に大会等の出場者(市内に住所を有する者に限る。)の数を乗じて得た額とし150,000円を限度とする。
その他市長が適当と認める大会	市長が別に定める額	

富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根差した文化芸術の振興及び人材育成並びに文化芸術による新たな魅力の創出による地域活性化に寄与する事業(以下「文化芸術によるまちづくり事業」という。)の提案及び実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案団体等の要件)

第2条 文化芸術によるまちづくり事業を提案することができる個人又は団体(以下「提案団体等」という。)は、次の各号に掲げる提案団体等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 個人 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に在住し、在勤し、又は在学し、かつ、本市に主たる活動の場を有する者

イ 事業が完遂できると認められる者

ウ 第5条の規定により採択された文化芸術によるまちづくり事業(以下「採択事業」という。)を実施する年度、当該年度の前年度又は前々年度において、富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱(令和3年告示第148号)に基づく補助金の交付を受けたことがない者(市長がやむを得ない事情があると認めた者を除く。)

(2) 団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

ア 本市に主たる活動の場を有し、5人以上の構成員で組織し、かつ、構成員のうち市民が過半数を占める団体

イ 規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかである団体

ウ 事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められる団体

エ 事業が完遂できると認められる団体

オ 採択事業を実施する年度、当該年度の前年度又は前々年度において、富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない団体(市長がやむを得ない事情があると認めた団体を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動を目的とする個人又は団体は、提案団体等としない。

(文化芸術によるまちづくり事業の要件)

第3条 文化芸術によるまちづくり事業は、提案団体等が市内で行う文化芸術(文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化又は国民娯楽をいう。)に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、文化芸術によるまちづくり事業の対象としない。

- (1) 営利目的として行うもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的として行うもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 国、地方公共団体又はその他の団体から財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (5) 第三者への寄附又は財政的支援を目的として行うもの
- (6) 事業に関わる団体やその構成員等限られた者を対象とするもの
- (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号に同じ。)がその事業を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められるもの
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

(文化芸術によるまちづくり事業の提案)

第4条 提案団体等は、文化芸術によるまちづくり事業を提案しようとするときは、次の各号に定める書類を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 富士見市文化芸術によるまちづくり事業提案申請書(様式第1号)
- (2) 事業企画書(様式第2号)
- (3) 必要経費内訳書(様式第3号)
- (4) 団体等概要書(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(文化芸術によるまちづくり事業の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による提案があったときは、文化芸術によるまちづくり事業の採択又は不採択を決定し、その旨を富士見市文化芸術によるまちづくり事業採択・不採択決定通知書(様式第5号)により当該提案団体等に通知するものとする。

(市の補助)

第6条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

(採択事業の変更等)

第7条 第5条の規定により採択の通知を受けた提案団体等(以下「採択団体等」という。)

は、当該採択事業の内容を変更しようとするとき、又は当該採択事業を中止し、若しくは廃止しようとするときには、富士見市文化芸術によるまちづくり事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 採択団体等は、採択事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(中間報告)

第8条 市長は、必要に応じ、採択事業の進捗状況を記載した富士見市文化芸術によるまちづくり事業中間報告書(様式第7号)の提出を採択団体等に求めることができる。

(完了報告)

第9条 採択団体等は、採択事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内又は当該事業を実施した会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、富士見市文化芸術によるまちづくり事業完了報告書(様式第8号)に採択事業の実施内容が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、令和4年4月1日以降に実施する文化芸術によるまちづくり事業について適用する。

富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市文化芸術によるまちづくり事業実施要綱(令和3年告示第461号。以下「実施要綱」という。)第6条の規定に基づき、実施要綱第5条の規定により採択された文化芸術によるまちづくり事業を実施する個人又は団体(以下「補助対象団体等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和55年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令4告示4・一部改正)

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施要綱第5条により採択された文化芸術によるまちづくり事業とする。

(令4告示4・旧第3条繰上・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(令4告示4・旧第4条繰上)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と20万円とを比較して少ない方の額を上限として、市長が定める額とする。この場合において、算出された額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(令4告示4・旧第5条繰上)

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(令4告示4・旧第6条繰上・一部改正)

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(令4告示4・旧第7条繰上・一部改正)

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後(当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後)30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

(令4告示4・旧第8条繰上・一部改正)

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(令4告示4・旧第9条繰上・一部改正)

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(令4告示4・旧第10条繰上・一部改正)

(書類の整備等)

第10条 補助対象団体等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日(当該事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(令4告示4・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度及び令和4年度に交付する補助金に係る第5条の規定の適用については、同条中「当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額」とあるのは「当該事業の補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入額を控除した額」とする。

附 則(令和4年1月7日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する文化芸術によるまちづくり事業について適用し、同日前に実施した文化芸術によるまちづくり事業については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の富士見市文化芸術によるまちづくり補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第4条関係)

補助対象経費	内容
報償費	講師、出演者、出品者への謝礼
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代
食糧費	お茶代、講師の食事代
印刷製本費	チケット、ポスター、ちらし、プログラムの印刷代

役務費	会場設営委託料、保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、物品のレンタル料
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

富士見市文化振興基金条例

平成元年12月25日

条例第18号

(設置)

第1条 本市における文化の振興と地域の活性化に資するため、富士見市文化振興基金
(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもってこれを定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により
保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ
る。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条の目的を
達成するための経費に充てるものとする。

2 前項の場合において、なお剰余金があるときは、当該剰余金を基金に編入するもの
とする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率
を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に
計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市市制施行50周年への祝典序曲

國分 大悟

Maestoso

Flute

Clarinet in Bb

Alto Saxophone

Tenor Saxophone

Baritone Saxophone

Trumpet in Bb 1

Trumpet in Bb 2

Trumpet in Bb 3

Horn in F 1

Horn in F 2

Trombone 1

Trombone 2

Euphonium

Tuba

Snare Drum

Bass Drum

- 137 -

- 138 -

- 139 -

本計画の策定に際し、ご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

<計画への助言、情報提供>

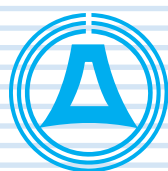
長嶋 由紀子氏(東京大学大学院研究員／早稲田大学非常勤講師)

中村 美帆氏 (青山学院大学准教授)

<表紙、中扉、テンプレートデザイン作成>

富士見市と株式会社オリエントコーポレーションは連携協定を結んでおります。表紙、中扉、テンプレートのデザインは当該協定に基づきオリコが作成しました。





みんな笑顔☆ふじみ

富士見市
Fujimi City

第2次富士見市文化芸術振興基本計画

策定日：令和6年3月

発行：富士見市

編集：富士見市協働推進部
文化・スポーツ振興課

〒354-8511

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電話：049-257-6352（直通）

